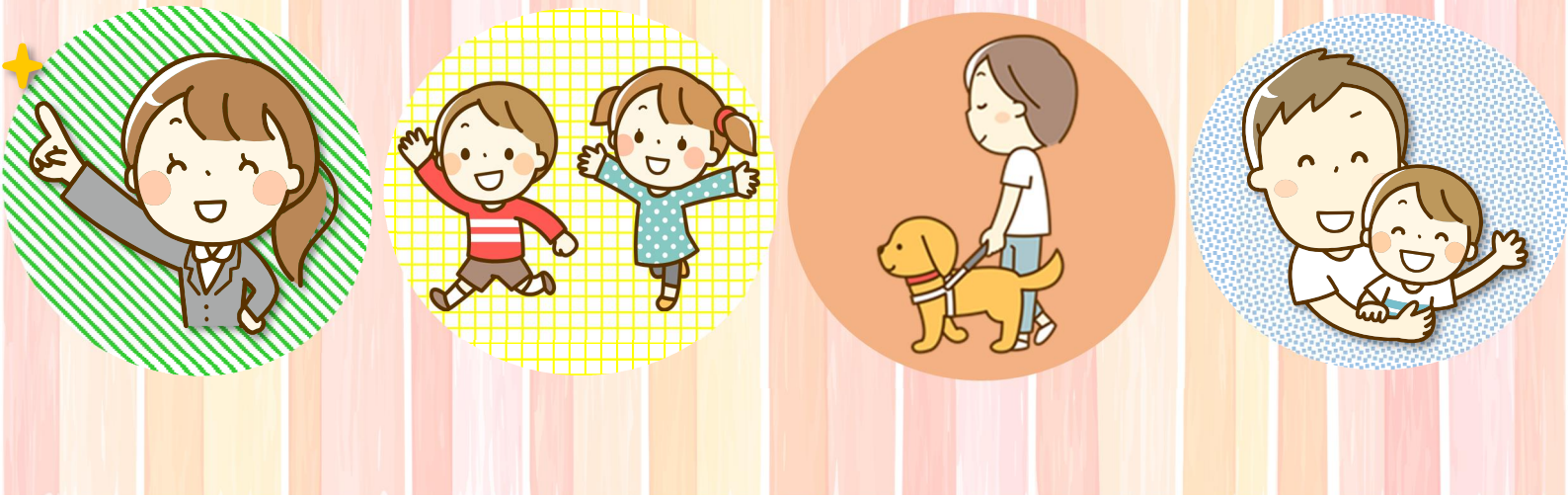

厚木市人権施策推進指針

令和７（2025）年３月

厚　木　市

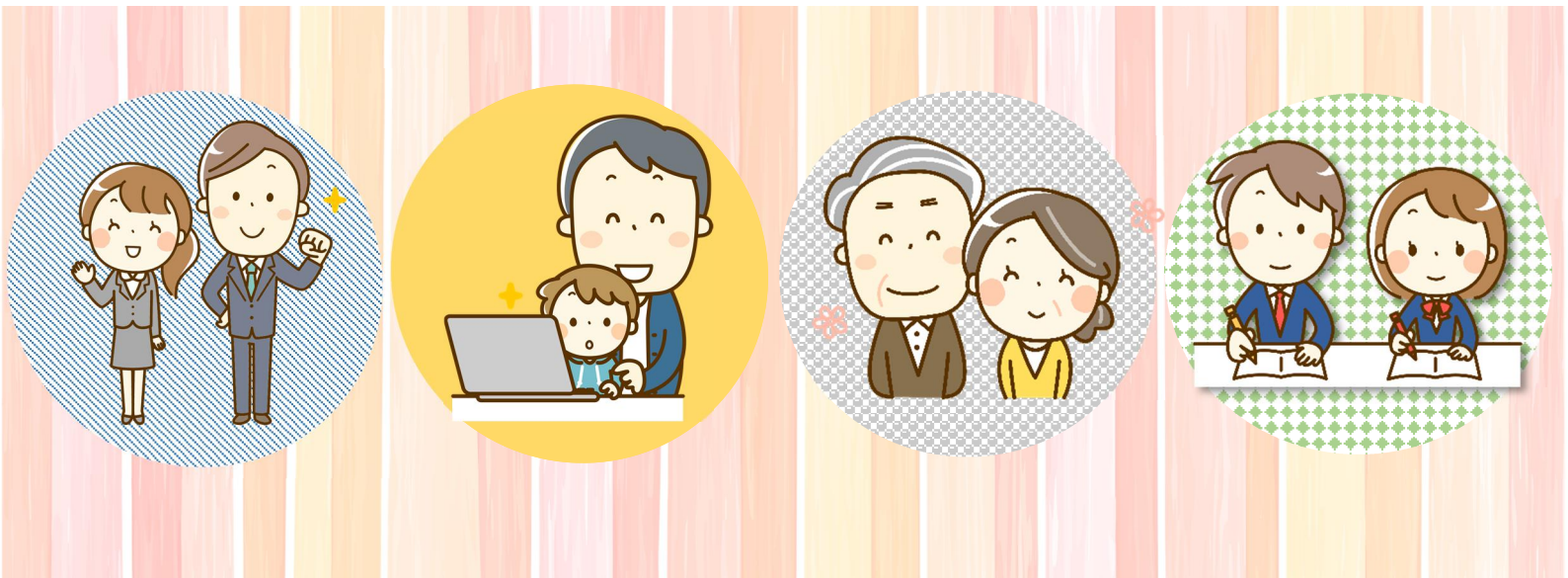

目次

第１章　人権施策推進指針(改定版)の策定に当たって 1

１　策定の背景 1
２　策定の趣旨 5
３　指針の位置付け 7

第２章　指針の基本的考え方 8

１　基本理念 8
２　基本姿勢 8
３　指針の体系図 9

第３章　人権施策の推進 10

１　基本的施策 10
（１）人権教育・啓発の推進 10
（２）相談・支援体制の充実 13
２　分野別施策 14
（１）こども 15
（２）女性 19
（３）高齢者 22
（４）障がいのある人 25
（５）部落差別（同和問題） 28
（６）外国につながりのある人 30
（７）インターネットによる人権侵害 33
（８）性的マイノリティ（性的少数者） 36
（９）犯罪被害者等 39
(10) 生活困窮者等 42
(11) その他の様々な人権課題 44

第４章　推進体制 47

１　行政・市民・事業者・団体等の役割 47
（１）行政の役割 47
（２）市民に期待される役割 47
（３）事業者・団体等に期待される役割 47

２　人権施策の推進体制 48
（１）人権施策推進協議会 48
（２）人権施策推進会議 48
（３）市民、事業者・団体等との連携・協働体制 48

第５章　市民、地域の団体、事業者の皆さんへ 49

１　市民の皆さんへ 49
２　地域の団体の皆さんへ 49
３　事業者の皆さんへ 50

第1章 人権施策推進指針（改定版）の策定に当たって

1 策定の背景

（1）国際的な動向

国連は、昭和 23（1948）年 12 月に、全ての国家と人類が達成すべき人権についての共通の基準として、「世界人権宣言」を採択し、昭和 41（1966）年 12 月には法的拘束力を持つ「国際人権規約」を採択しました。世界人権宣言第一条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と人権の本質が明記されています。

平成５（1993）年６月には国連主催の世界人権会議で、全ての国家が、全ての人権と基本的自由を普遍的に尊重し保護する義務があることが改めて確認されました。

さらに国連は、昭和 40（1965）年 12 月に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、昭和 54（1979）年 12 月に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、平成元（1989）年 11 月に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）、平成 18（2006）年 12 月に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）等、人権保障のための条約を採択し社会的に弱い立場にある人の権利擁護を進めてきました。

また、第 49 回国連総会では、平成７（1995）年から平成 16（2004）年までを「人権教育のための国連 10 年」と決議し、あらゆる国や地域において、「人権という普遍的文化」の構築に向けて、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むように要請しました。

平成 27（2015）年９月には、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、全世界が令和 12（2030）年までに達成すべき行動目標として、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ※1）」が掲げられました。このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、今後一層、人権尊重に対する意識の高まりが予想され、それに伴う行動を取ることが求められます。

今なお世界各地では、地域紛争、飢餓・貧困による食糧問題、児童労働、人身売買等の人権侵害、難民問題等、解決しなければならない人権問題が数多く存在しています。

世界各地の問題に関して日本も無縁ではなく、日本国内の問題が直接的及び間接的に国外の問題と関連していることもあり、人権問題は多様化・複雑化しています。

[1]ＳＤＧｓ：国連で定められた持続可能な開発目標であり、全ての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真のこと。

（２）国内の動向

国連において、人権関連諸条約が採択され、国際的な人権意識が高まる中、日本はこれらの諸条約を批准するとともに、「人権教育のための国連 10 年」が国連で決議されたことを受け、平成９（1997）年７月に国内行動計画を策定しました。平成 12（2000）年 12 月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行され、同法に基づき、平成 14（2002）年３月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

国はさらに、日本国憲法に定められた基本的人権※2を具体的に保障するため、長年にわたり個別分野の人権に関する法整備に取り組み、近年においても、令和５（2023）年４月に、こどもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」の施行、同年６月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（ＬＧＢＴ理解増進法）、令和６（2024）年４月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）を施行しました。

しかしながら、近年においては、性的マイノリティ※3（性的少数者）を理由とする偏見や差別、ヘイトスピーチ※4、ハラスメント※5、インターネット上の誹謗中傷など、解消に向けて取り組むべき様々な人権問題が生じております。

今日、人権問題は、多様化・複雑化の一途をたどっており、平成 23（2011）年３月に発生した東日本大震災や、令和２（2020）年から急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、市民の人権問題に対する意識に影響を与えているとみられます。

令和５（2023）年度に本市が実施した、人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）では、「人権問題について、あなたの考えに近いものを選んでください」について、経年では、「みんなの努力でなくすべきだ」の回答が減少傾向にありますが、一方で、「自分はせめて人を差別しないように気をつけたい」が平成 30（2018）年度の 33.3%から 57.6%と 24.3 ポイント増加しています。抗うことが難しい大規模な自然災害や感染症の世界的大流行の経験が、市民の人権意識に影響を与えていると見られ、人権について自分自身の問題として取り組むことや、みんなの努力でなくしていく意識が高まるようにしなければなりません。

以上のように、従来の人権問題に関する人権擁護の取組が進む一方で、近年は新たな人権問題が生じており、その都度、個別的な対処が講じられるといった状況が続いています。

人権を取り巻く環境の変化に伴い、国民の意識も変化している中、多様化・複雑化する人権問題に対応しながら、人権施策を推進していくことが求められています。

---

[2]基本的人権：単に人間であるということに基づいて、生まれながらにして持っている普遍的権利。
[3]性的マイノリティ：いわゆるＬＧＢＴなど、様々な性のあり方の中で少数の立場にある人。
[4]ヘイトスピーチ：特定の個人や集団、団体等の人種、宗教、民族文化、性別・性的指向等を差別的な意図をもって貶める言動。
[5]ハラスメント：嫌がらせやいじめ。嫌がらせやいじめをする側とされる側が特定の関係性にあるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、アカデミックハラスメント等がある。
※アカデミックハラスメントは研究・教育上の権限または学術組織での職場権限を乱用して、研究活動、教育指導、又は業務上の妨害、嫌がらせを行ったり、不利益を与えること。略称は「アカハラ」。

【「人権問題」についての考え（経年比較）】

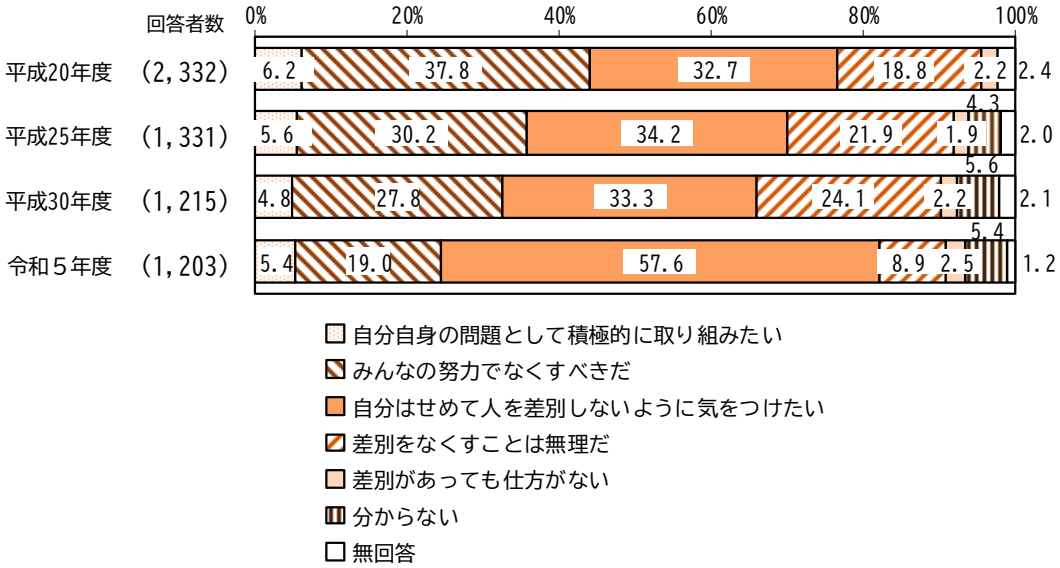

※「自分自身の問題として積極的に取り組みたい」は、平成30年度以前では「差別は絶対許せない。自分自身の問題として積極的に取り組みたい」としていた
※「みんなの努力でなくすべきだ」は、平成30年度以前では「差別は絶対許せない。みんなの努力でなくすべきだ」としていた
※「自分はせめて人を差別しないように気をつけたい」は、平成30年度以前では「差別されている人は気の毒だが、自分にはどうすることもできない。自分はせめて人を差別しないように気をつけたい」としていた
※「差別をなくすことは無理だ」は、平成30年度以前では「差別がないことは理想であるが、差別をなくすことは無理だ」としていた
※「差別があっても仕方がない」は、平成30年度以前では「人間は他人より優位に立ちたいという気持ちなどがあり、差別があっても仕方がない」としていた
※「分からない」は、平成25年度から追加された選択肢

【近年施行された人権に関わる法律】

平成 16（2004）年　性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）
平成 17（2005）年　犯罪被害者等基本法
平成 18（2006）年　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）
平成 24（2012）年　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
平成 25（2013）年　いじめ防止対策推進法
平成 26（2014）年　私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）
平成 27（2015）年　生活困窮者自立支援法
平成 27（2015）年　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
平成 28（2016）年　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
平成 28（2016）年　部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
平成 28（2016）年　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
平成 28（2016）年　成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）
平成 28（2016）年　児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年児童福祉法等改正法）
平成 28（2016）年　再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止法）
平成 29（2017）年　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）
平成 31（2019）年　出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律
令和２（2020）年　第５次男女共同参画基本計画
令和３（2021）年　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律
令和５（2023）年　こども基本法
令和５（2023）年　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（ＬＧＢＴ理解増進法）
令和６（2024）年　共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）
令和６（2024）年　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律
令和６（2024）年　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）
令和６（2024）年　子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律
　名称変更：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

2 策定の趣旨

互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくるため、自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現を基本理念として平成16（2004）年４月に策定した、厚木市人権施策推進指針は、令和元（2019）年10月に改定を行いました。

改定から５年が経過し、その間、人権問題は多様化・複雑化し、それに対応する形で法整備も進むなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しました。

国は、令和５（2023）年４月に、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」の発足と同時に、こどもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」を施行し、同年６月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を進めるため、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（ＬＧＢＴ理解増進法）を施行しました。

また、令和６（2024）年４月には、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備を進めていくため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）を施行しました。

このほか、様々な人権問題に対する法整備が進められてきましたが、所得格差の拡大による貧困問題などの社会的要因を背景とした人権問題の深刻化、インターネットによる人権侵害のような、様々な分野の人権問題と連携して生じる複合的な人権問題も多く発生しています。加えて近年では、「見た目問題」と呼ばれる、先天的又は後天的な理由で、体の外見に特徴的な目立つ症状のある人が、様々な社会的困難を抱えている新しい人権問題も顕在化してきました。

令和２（2020）年から急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、感染者やその家族、医療従事者等への差別が発生したことや、児童虐待、ＤＶ※6の増加、非正規雇用労働者等の雇い止めなどの状況を発生させ、社会的に弱い立場にある人ほど影響を受けた状況となり、平時における人権啓発の重要性を再認識することとなりました。

加えて、市民意識調査の結果においても、自分の人権が侵害された経験について、「ある」の回答が、経年では減少しているものの、依然として20.5%あることから、引き続き、人権教育・啓発の推進とともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

このような、前指針策定以降の社会情勢の変化や、本市の各施策分野における人権関連施策の動向、市民意識調査の結果等を反映するため、厚木市人権施策推進指針の改定を行います。

[6]ＤＶ（Domestic Violence:ドメスティック・バイオレンス）：家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人等近しい関係にある異性への身体的、精神的、性的暴力。

【自分の人権が侵害された経験の有無（経年比較）】

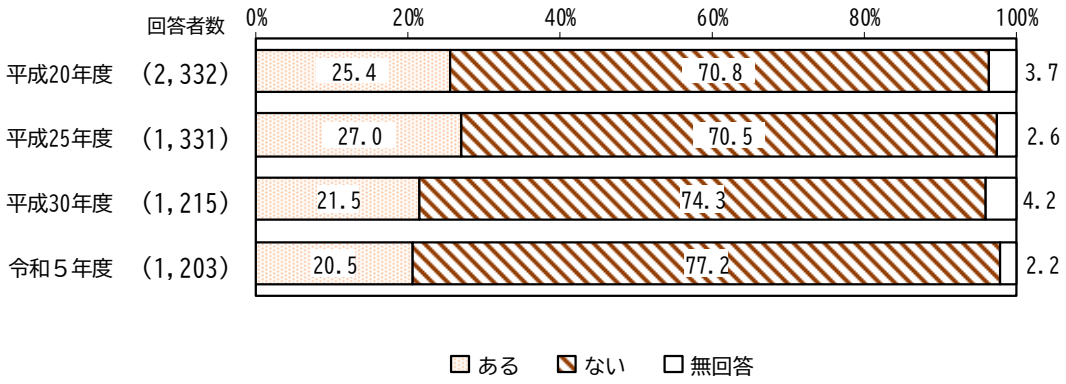

3 指針の位置付け

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定する、地方公共団体としての本市の責務を果たすための基盤となるものです。

また、厚木市総合計画が目指すまちづくりにおける人権施策を推進するための基本理念や、各施策分野の施策の方向性を示すもので、本市が策定する各種計画等の推進に当たり、人権尊重の考え方を示すとともに、自治基本条例に規定する市民の権利、子どもの権利を擁護するための基盤としても不可欠なものとなります。

なお、５年毎に行う市民意識調査の結果の反映や、人権を取り巻く国内外の動向、社会情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて本指針の見直しを行います。

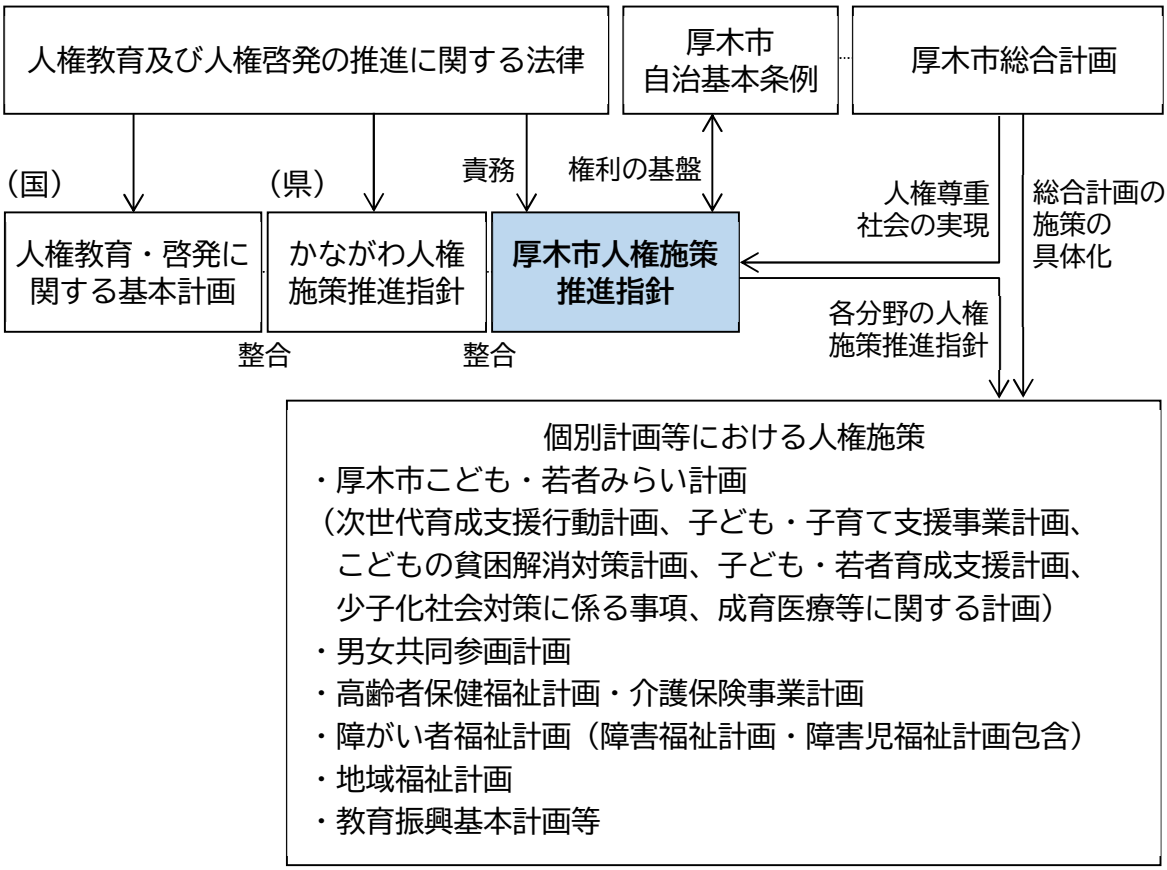

第2章 指針の基本的考え方

1 基本理念

人権は、人間の尊厳に基づいて、全ての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。そして、人権が尊重され、守られた社会は、全ての人が自信と誇りを持って、生き生きと個性や能力を発揮できる社会となるはずです。

そこで、本市では人権施策推進の基本理念として、「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります～」を掲げます。

私たちは、この厚木市において、全ての人が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、共に生き、支え合うまちづくりを目指します。

【 基 本 理 念 】

自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現

～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります～

2 基本姿勢

一人一人の人権が尊重されるように、基本理念を実現するため、人権施策を推進する基本姿勢として、次の３点を掲げます。

（１）市民、地域、学校、事業者等と連携・協働しながら、人権意識の周知・啓発及び人権施策を推進します。
（２）人権尊重の精神に基づいた施策を推進します。
（３）人権課題を正しく理解し、差別等のないまちづくりを推進します。

3 指針の体系図

本指針の基本理念「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります～」を目指すために、人権施策を進めていく必要があります。

人権施策については、人権尊重の理念を普及させるために、包括的な施策として「人権教育・啓発の推進」及び「相談・支援体制の充実」を基本的施策とします。

また、様々な人権課題については、分野別施策とし、法務省が令和６（2024）年度の人権啓発活動の実施に際して掲げる17の啓発活動強調事項※7に基づく、現状と課題、今後の施策の方向性を示していきます。

基本理念

自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現
～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります～

基本姿勢

（１）市民、地域、学校、事業者等と連携・協働しながら、人権意識の周知・啓発及び人権施策を推進します。
（２）人権尊重の精神に基づいた施策を推進します。
（３）人権課題を正しく理解し、差別等のないまちづくりを推進します。

基本的施策

人権教育・啓発の推進

相談・支援体制の充実

分野別施策

（１）こども
（２）女性
（３）高齢者
（４）障がいのある人
（５）部落差別（同和問題）
（６）外国につながりのある人
（７）インターネットによる人権侵害
（８）性的マイノリティ（性的少数者）
（９）犯罪被害者等
（10）生活困窮者等
（11）その他の様々な人権課題

※7 17の啓発活動強調事項：（１）女性の人権を守ろう、（２）こどもの人権を守ろう、（３）高齢者の人権を守ろう、（４）障害を理由とする偏見や差別をなくそう、（５）部落差別（同和問題）を解消しよう、（６）アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう、（７）外国人の人権を尊重しよう、（８）感染症に関連する偏見や差別をなくそう、（９）ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう、（10）刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう、（11）犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう、（12）インターネット上の人権侵害をなくそう、（13）北朝鮮当局による人侵害問題に対する認識を深めよう、（14）ホームレスに対する偏見や差別をなくそう、（15）性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう、（16）人身取引をなくそう、（17）震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

第3章 人権施策の推進

1 基本的施策

（1）人権教育・啓発の推進

人権教育については、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付けられるよう、地域の実情等を踏まえながら、学校教育、社会教育などを通じて各種の取組を行っています。

しかしながら、依然として様々な人権問題が生じており、人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる社会になるためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重され、自己実現が図られていくことが必要です。そのためには、学校教育や社会教育の場を通じて、学校・家庭・地域社会において、良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上が図られるよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めていく必要があります。

人権啓発とは、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修、情報提供、広報活動などで、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識できるよう、啓発の内容や実施方法については、理解と共感が得られるものであることが必要であり、人権啓発に関しては、市の広報のみならず、様々な媒体を通じた幅広い周知・啓発に多面的に取り組んでいく必要があります。市民意識調査においても、人権問題への関心について、「非常に関心がある」の回答が15.5%、「多少は関心がある」の回答が60.3%と、関心があると考えられる回答が合計で75.8%あることから、幅広い周知・啓発に多面的に取り組んでいくことで、より豊かな人権感覚を醸成していくことができると考えます。

【人権問題への関心（経年比較）】

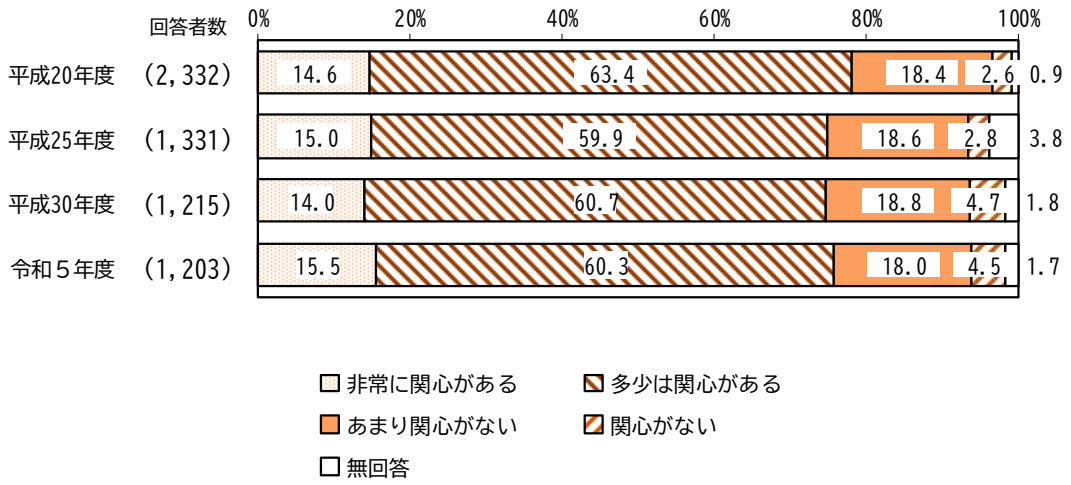

【 主な施策の方向性 】

① 学校、保育所等における人権に関する取組

こどもが命の大切さや他人の心の理解や違いを認め合うことを、集団生活の中で理解し、発達段階に応じて人権意識を身に付けられるように、人権の理解と意識の高揚を図ります。

- 学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通じて、自他を大切にし、互いに認め合える豊かな心を育成するとともに、命の大切さを学び、人権尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図ります。
- 人権教育の取組が地域社会へと広がるよう、家庭や地域との連携を深めます。
- 人権教育における諸課題について研修を通して、教職員・保育士等一人一人の人権感覚を磨き、指導力の向上を図ります。
- こどもの権利について教職員の認識を深め、児童の権利に関する条約等について発達段階に応じて児童・生徒に指導するとともに、保護者への啓発を行います。

② 地域社会における人権に関する取組

地域社会は、日頃の人との交わりや出来事等を通じて人間の多様性を理解し、また、共通の地域課題を共に考えることで、共生・共存のあり方を学ぶ場となります。このような地域社会の特性を有効に活かすため、地域社会と連携して人権啓発や学習機会の提供を図り、地域における実践力を高めます。

- 自治会等と連携し、一人一人の人権問題に対する正しい理解を深め、人権意識を高める啓発を行います。
- 社会教育においては、人権尊重の精神を基盤とした人権に係る学習の機会を提供するとともに、社会教育関係団体等と連携を図りながら、人権意識を高める啓発活動に努めます。

③ 家庭における人権に関する取組

家庭はあらゆる教育の出発点であり、親と子が豊かな人権感覚を養う上でも重要な場となります。親がこどもをかけがえのない存在としてその個性を尊重し、また、こどもが命の大切さや他人を思いやる豊かな心を育めるように子育てや家庭教育の支援を図ります。

- 子育てやこどもの権利に関する情報や学習機会の提供を図るとともに、子育て・家庭教育に関する相談及び支援の充実を図ります。
- 児童虐待防止に関する啓発や情報提供を行うとともに、虐待の早期発見及び適切な支援を図るための取組を進めます。

④ 企業・事業所等における人権に関する取組

企業・事業所等の人権問題は、主に従業員との間で起きています。パワーハラスメント※8、セクシュアルハラスメント※9、マタニティハラスメント※10等のハラスメント問題、非正規労働者や外国人労働者をめぐる問題、採用・昇進・待遇等の公平性に関わる問題、長

時間勤務や過労死の問題等、様々な問題があります。このほか、顧客の個人情報の漏えい、サプライチェーン※11を介した途上国での人権問題（例えば、途上国の委託先での児童労働等）への間接的加担等の問題も生じています。

地域の一員である企業・事業所等が人権問題の解消やリスク対策に取り組めるように、情報提供や相談等による支援を行い、労働者の人権擁護の促進を図ります。

・企業・事業所等における人権研修の実施を働きかけ、ハラスメントの防止や機会均等の環境整備を進め、人権尊重に基づく職場づくりを支援します。
・企業・事業所等や関係機関との連携により、ワーク・ライフ・バランス※12を実現できる労働環境づくりを推進します。
・企業・事業所等の人権問題の解消及びリスク対策に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。
・企業・事業所等にＬＧＢＴ理解増進法、女性支援新法、障害者差別解消法など法改正等について、周知・啓発します。

⑤　行政における人権に関する取組

本市職員は、人権問題の解決における責務を自覚するとともに、本市の施設や事務事業において率先的に人権尊重・人権擁護を実践していくことが求められます。また、地域社会における人権意識の高揚を図っていくことも求められます。そのため、人権に関するマニュアル等の整備や職員研修等を通じて職員の人権意識の向上を図るとともに、本市にある人権問題の情報を共有するなど、人権問題の解消に努めます。

・人権や人権問題に対する職員の理解を深めるため、職員研修等を実施します。
・市民の個人情報の保護やプライバシーへの配慮に努め、人権尊重の視点で行政を進めます。
・障害者差別解消法に対応するため、事務事業におけるマニュアル等を整備し、障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するとともに、障がいのある人への合理的な配慮を提供します。
・生活保護や生活困窮者自立支援制度等をはじめとして、行政への相談や申請に踏み切れずにいる方も少なくないと見込まれることから、相談しやすい体制を整備するとともに、プライバシーへの配慮を強化し、市民が正しく権利を行使できるように努めます。

---

[8]パワーハラスメント：組織や社会で地位的に強い者（政治家、会社社長・役員、大学教授等）が、その権力（パワー）や立場を利用して行う嫌がらせやいじめ。略称は「パワハラ」。
[9]セクシュアルハラスメント（セクシャルハラスメント）：性的いやがらせ。特に、職場や学校等で行われる性的・差別的な言動。略称は「セクハラ」。
[10]マタニティハラスメント：職場等での女性に対する妊娠・出産に関する嫌がらせ。嫌がらせの言動をとることに加え、妊娠を理由として自主退職を強要をすること、育児休暇を認めないこと、妊娠しないことを雇用の条件にすること等もマタニティハラスメントに該当する。略称は「マタハラ」。
[11]サプライチェーン：供給網。製品・サービスの提供にあたって、原料の段階から消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。途上国等での原材料の仕入れ先や製造委託先等による労働問題や環境問題によって、知らないうちに労働者や地域住民の人権侵害に加担してしまい、発注先企業等が批判を受ける事案が生じており、サプライチェーンを通じた人権リスクが問題となっている。
[12]ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、幅広い文脈で用いられる。もともとは、英米で、労働者の生産性を高めるために労働者の私生活の充実に配慮する趣旨で用いられた。日本国内では、仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりの趣旨で用いられることが多い。

（２）相談・支援体制の充実

現在も不当な差別、虐待、暴力、名誉き損などの人権侵犯事件が後を絶たず、その内容も多岐にわたるなど深刻な状況にあります。こうした状況において、人権が侵害されたり、そのおそれがある人に対し、相談を受ける中で当事者が主体的に解決するための助言を行うなど、相談・救済をはじめとする人権擁護体制の充実を図る必要があります。

また、様々な人権問題に対応するためには、国・県及び関係機関・団体等との密接な連携を図りながら、問題解決に向けて迅速かつ的確に対応できる総合的な相談支援体制を構築するとともに、関係機関・団体との情報交換や共有を行っていくことが必要です。

【 主な施策の方向性 】

① 相談体制の充実

人権問題について市民が身近に相談できるよう、相談窓口の充実や周知を図ります。

また、相談機関における研修、交流を通じて相談員の資質の向上を図ります。

② 相談から措置対応等への迅速な展開

虐待やＤＶ等で緊急を要する人権侵害に対しては、安全確保のため、関係機関との連携により、迅速に相談から一時保護等への支援を行います。

また、高齢者、障がい者等による福祉サービス等への苦情対応や権利擁護の体制の充実を図ります。

③ 国・県・関係機関等との連携強化

人権問題への総合的な対応に向けて、法務局等の国の関係機関、県、人権擁護委員※13連合会等人権に関係する相談支援機関との連携強化を図ります。

また、人権に関する啓発や、人権問題に直面した市民の相談支援、救済、権利回復、自立支援等を行うために、人権問題を専門とするＮＰＯ・ＮＧＯ等の各種団体との連携強化に努めます。

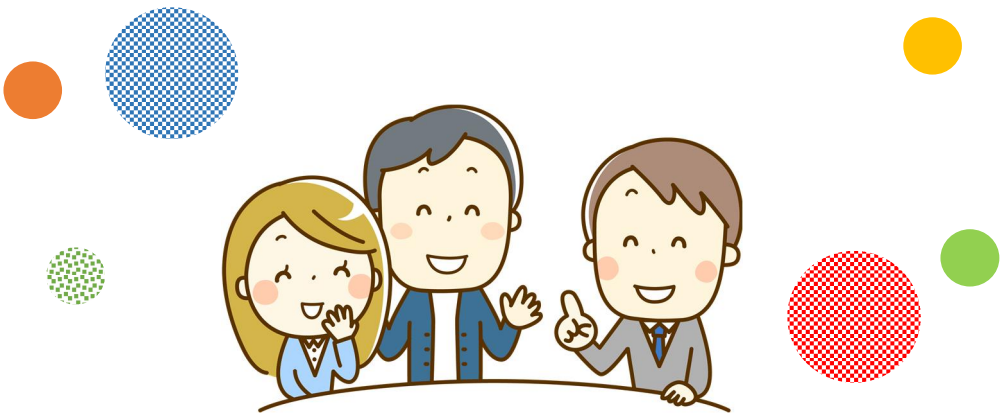

[13]人権擁護委員：人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア。

2 分野別施策

人権尊重のまちづくりにおいては、あらゆる分野で人権尊重の視点が盛り込まれることが必要です。法務省は、広く17の人権課題を令和６（2024）年度の啓発活動強調事項として取り上げています。本指針は、この17の人権課題への対応を図るものですが、中でも以下の10課題について、分野別の重点課題として取り上げます。

【 分野別の重点課題 】

（１）こども
（２）女性
（３）高齢者
（４）障がいのある人
（５）部落差別（同和問題）
（６）外国につながりのある人
（７）インターネットによる人権侵害
（８）性的マイノリティ（性的少数者）
（９）犯罪被害者等
（10）生活困窮者等

その他、様々な人権課題として、以下の７課題を取り上げます。

【 その他の様々な人権課題 】

（１）アイヌの人々
（２）ＨＩＶ[※14]感染者・ハンセン病[※15]患者等
（３）刑を終えて出所した人やその家族等
（４）北朝鮮当局に拉致された被害者等
（５）人身取引（トラフィッキング）[※16]
（６）震災等の災害等に起因する人権課題
（７）その他の人権課題

[14]ＨＩＶ：エイズの原因となるヒト免疫不全ウイルス。
[15]ハンセン病：らい菌によって生じる慢性の感染症。皮膚に結節・斑紋ができ、その部分に知覚麻痺がある。日本国内では平成８年に、らい予防法が廃止されるまで、患者の隔離政策が行われた。
[16]人身取引（トラフィッキング）：人身売買。売春・強制労働・臓器摘出といった搾取を目的として、暴力・脅迫・誘拐・詐欺等の手段を用いて人を連れ去りや売買をすること。

（1）こども

平成元（1989）年11月の国連総会でこどもの生存、発達、保護などの基本的な権利を国際的に保障するため、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、日本は平成６（1994）年４月にこの条約を批准しました。その後、平成11（1999）年11月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童保護等に関する法律」（児童ポルノ禁止法）、平成12（2000）年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、平成25（2013）年９月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その後も、こどもの人権擁護に関する法整備は進められ、本市においても、平成29（2017）年10月に「厚木市いじめ防止基本方針」を改定し、全てのこどもたちが安心して学ぶことができる環境の継続と、生き生きと輝くことができる学校づくりを推進することで、いじめを防止し、こどもの人権擁護に努めてきました。

しかしながら、少子化や核家族化などの家族形態の変容、地域コミュニティにおける人的つながりや子育て機能の低下・子育ての孤立化、インターネットやスマートフォン等の普及に代表される急速なデジタル社会への移行など、社会環境が急激に変化する中、依然として、こどもを取り巻く人権状況は厳しく、いじめ、体罰、虐待、不登校、ひきこもり、貧困、児童ポルノ等の性被害など、こどもの人権が侵害される事案は後を絶たず、大きな社会問題となっています。

また、近年、「ヤングケアラー」に社会的関心が高まっています。子ども・若者育成支援推進法では、ヤングケアラーを、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者としており、自分の時間を持つことができず、友人との関係や学校生活のほか、進路や就職等に支障をきたすなど、ケアを担うこどもたち自身の人生に大きな影響を及ぼすことがあります。

本市が令和４（2022）年度に実施した厚木市児童・生徒の生活実態に関するアンケート調査によると、「世話をしている家族がいる」の割合で小学６年生が11.4%、中学２年生が7.9%と、全国調査の小学６年生の6.5%（令和３（2021）年度）、中学２年生の5.7%（令和２（2020）年度）よりも高い割合となっています。本市では、令和５（2023）年４月にヤングケアラー・コーディネーターを設置したほか、令和６（2024）年４月に「厚木市ヤングケアラーの早期発見・支援に関するマニュアル（支援者向け）（第２版）」を策定するなど、ヤングケアラーを早期に発見し、支援するための体制強化に取り組んでいます。

国は、令和５（2023）年４月、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」の発足と同時に、こどもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」を施行しました。

そして、同年12月には、「こども大綱」が策定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを掲げています。

市民意識調査では、こどもの人権を守るために必要だと思うものについて、「学校、その他でこども同士のいじめを見逃さないようにする」の割合が37.9%と最も高く、「学校、家庭以外に、安心して過ごせる居場所がある」が36.0%、「こどものための相談体制を充実する」が31.5%と続いています。

本市としては、こども大綱が目指す「ウェルビーイング」を実現するため、家庭や学校

だけではなく、地域社会全体でこどもを育てるという機運を高め、成長過程で生じる問題解決のため、こどもの声を聴き、共に考えながら、切れ目のない相談・支援体制の充実に取り組んでいきます。

また、こどもの人権尊重においては、こどもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念や「こども基本法」の趣旨を踏まえ、こどもとしての権利や自由を尊重していくことが必要です。

【こどもの人権を守るために必要だと思うもの】

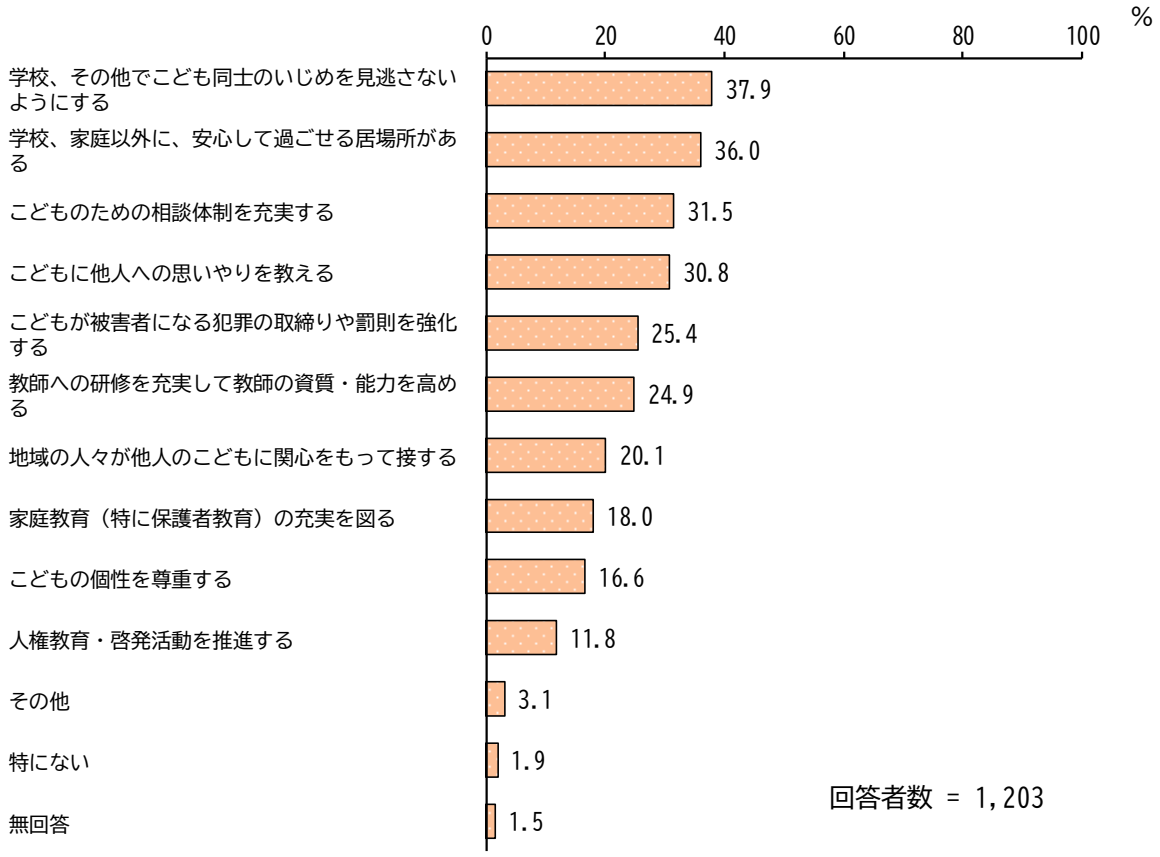

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- こどもの発達段階に応じた人権尊重教育の推進を図ります。
- 学校、保育所・幼稚園、関係機関等とともに、障がいや発達等に関する正しい理解の普及を図り、身体・知的・精神等の障がいや発達障がいのあるこどもの人権擁護を図ります。

② 相談・支援体制の充実

・ こどもが日常抱える悩みやいじめ等には、早期の適切な対応が必要となります。学校や関係機関との連携を通して、こどもや保護者、地域の方等が、相談や通報しやすい体制の充実に努めます。

・ こどもの人権及びこどもの心と体を守る環境づくりを推進します。

③ 児童虐待の防止・相談体制の充実

・ 児童虐待防止に関する啓発を推進するとともに、児童虐待の早期発見及び適切な支援を図るため、相談体制の充実を図ります。

④ 子育ての支援

・ こどもや保護者等が気軽に利用できる居場所や環境づくりの充実を図ります。

・ 発育・発達に関する不安があるこどもにとって適切な発育・発達環境及び支援の整備に努めます。

・ 子育てに関する保護者の不安を解消し、適切な支援につなぐため、保護者等の多様な悩みに対応する相談・支援体制の充実を図ります。

⑤ いじめ防止対策の推進

・ 各学校において、「厚木市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、保護者や地域の連携のもとに、いじめの未然防止・早期発見・適切な対処に努めます。また、いじめの実態把握やいじめの防止等のための実効的な対策について協議を行います。

・ こどもが、自分の大切さとともに、他人の大切さを認め、互いの人権や尊厳を尊重できる、「いじめを行わない人」として育つことができるよう、家庭・学校・地域それぞれが必要な取組を進められるよう支援します。

・ いじめの問題を抱えた児童・生徒が気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。

・ 「こどもまんなか社会」の実現を目指し、いじめの早期発見と解決のため、いじめ防止対策の体制構築など、市長部局と教育委員会等との連携促進等に取り組みます。

⑥ 支援教育の充実

・ 各学校において、障がいのあるなしに関わらず、全ての児童・生徒ができるだけ同じ場で共に学ぶために、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育支援ができるよう、校内支援体制を確立し、インクルーシブ教育※17の推進に努めます。

・ 障がいのあるこども一人一人のニーズに合わせた療育支援に努めます。また、療育が必要なこどもを持つ保護者の支援にも努めます。

・ 発達障がい等の児童・生徒が、学校生活を送る中で、必要とされる特別な支援体制の整備に努めます。

・ 日本語指導が必要な外国とつながりのあるこどもが速やかに学校生活や地域生活に慣れるための取組を推進します。

⑦ こどもの心と体を守る環境づくり

・ 児童買春、薬物、性犯罪・性暴力等こどもの健全な成長にとって大きな悪影響を及ぼす問題からこどもを守るため、関係機関と連携し、啓発を図ります。

⑧ ヤングケアラーへの支援

・ ヤングケアラーは、家族の介護その他の日常生活上の世話を行う際に、年齢や成長に見合わない、重い責任や負担を担うことで、学校に行けない、希望する進路に進めないなど、こどもの権利侵害が懸念される重大な問題です。社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、関係機関と連携して支援の取組を推進します。

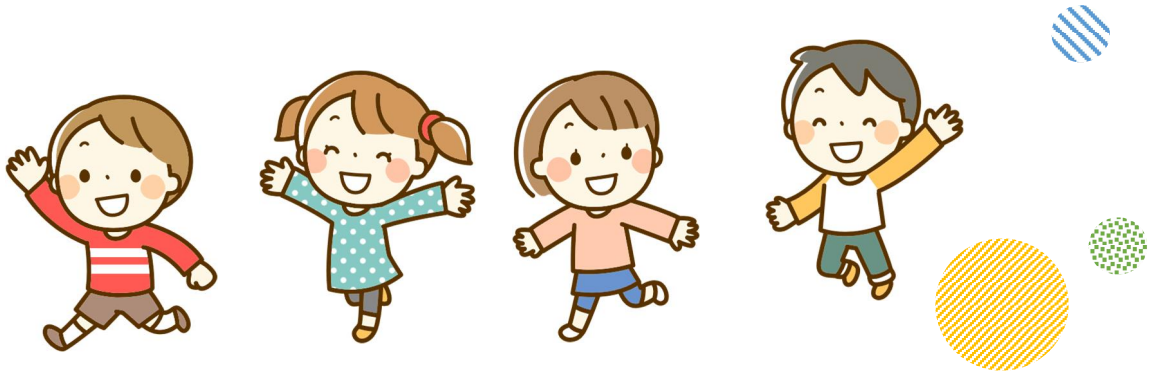

[17]インクルーシブ教育：全てのこどもが同じ場所で共に学び共に育つことを目指す教育。

（２）女性

全ての人が性別に関わらず平等で差別されないとする理念は、日本国憲法や世界人権宣言に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。

しかしながら、「男性はこうあるべき」、「女性はこうあるべき」という、性別の役割による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※18）は、今も社会に根強く残っており、家庭や職場、地域など、様々な場面で男女差別を生む原因となっています。

このことは、市民意識調査の結果にも現れており、「性別」を理由とする差別を受けたことがあると回答した割合は、男性が6.7%、女性が29.5%と大きく乖離しています。また、「職業・雇用形態」、「年齢」、「こどもがいないこと」についても男女で大きく人権侵害を受けた経験が異なる結果となり、男女共同参画社会が実現しているとは言えない状況です。

国は、平成28（2016）年４月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）、平成30（2018）年５月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（候補者男女均等法）を施行し、女性の活躍を促し、社会的地位の向上を図るための法整備を進めるとともに、令和６（2024）年４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）の施行により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備を進めることになりました。

近年、様々な場面で活躍する女性は増えつつありますが、日本は令和６（2024）年に発表された国際的な男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数※19が146か国中118位と、依然として、女性の社会進出が国際社会の中で遅れていると評価されており、政策・方針決定過程における女性の参画や能力を発揮できる機会が男性と同じように提供されているとは言えないこと、また、就業においても、非正規雇用労働者に占める女性の割合は高く、社会状況が不安定になった際に、経済的困難に陥る可能性が高いことなどが危惧されています。

また、男女問わず、偏見や差別が生じている中、配偶者やパートナーなどからの暴力、職場でのセクシュアルハラスメントや妊娠や出産等を理由とするマタニティハラスメント、性犯罪などは、女性が被害を受けることが多いのが現状です。

本市では、令和５（2023）年３月に策定した「第４次厚木市男女共同参画計画」において、暴力やハラスメントの根絶を目指すとともに、被害者が安心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう関係機関や庁内の連携・協働を強化するとしていることから、男女共同参画社会の実現に向け、着実に計画を実施していくことが必要です。

[18]アンコンシャス・バイアス：自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。
[19]ジェンダー・ギャップ指数：世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表している社会進出における男女格差を示す指標。経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命等から算出される。

【受けた人権侵害の内容について】

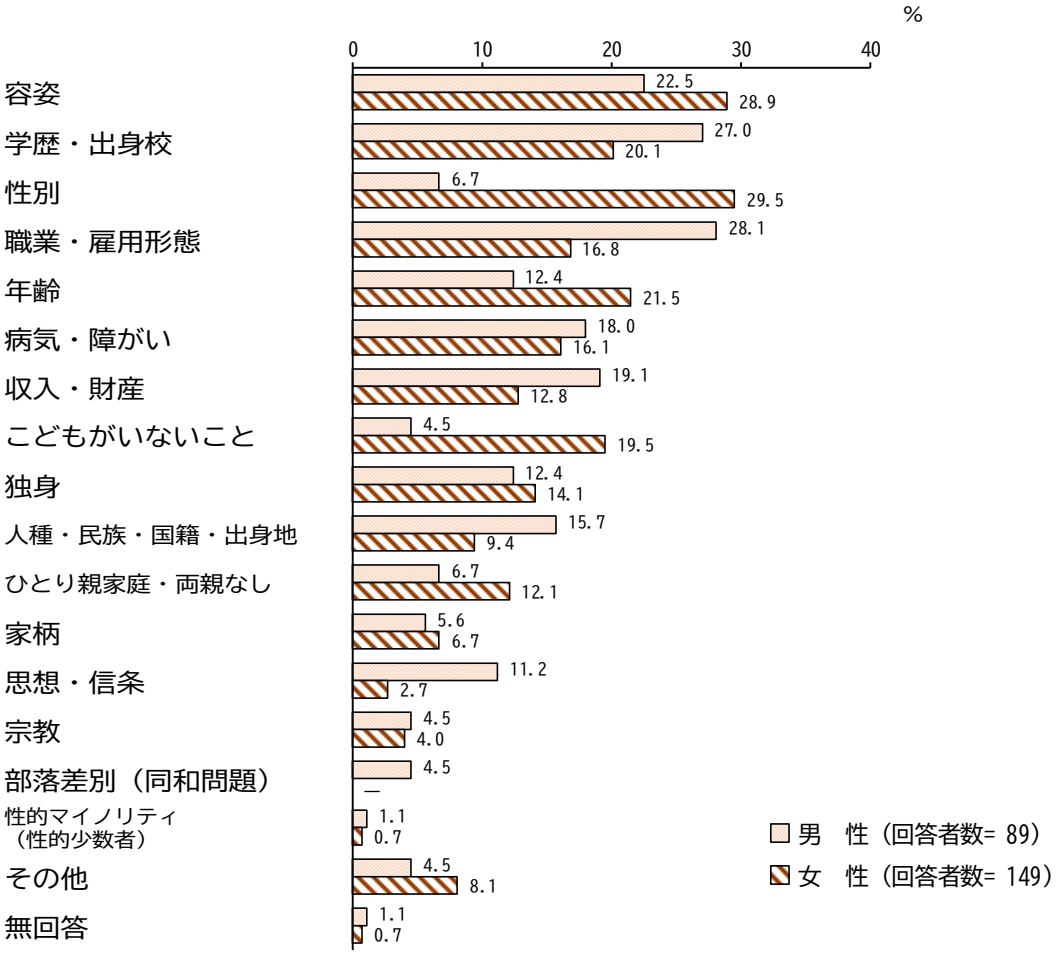

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

・ 学校、家庭、地域、職場等で、男女平等意識や人権意識の周知・啓発を推進します。

② 相談・支援体制の充実

・ 女性の様々な悩みに対応するとともに、自らが悩みを解決し、主体的な生き方を選択できるように、相談体制の充実を図ります。

③ 男女共同参画の推進

・ 女性が働きやすく、活動しやすい環境づくりを推進するとともに、あらゆる分野で女性の活躍の機会が確保されるように、男女共同参画の啓発・周知を図ります。

・ 家事、育児、介護等においては、女性に偏りがちとなっている現状を踏まえ、さまざまな場面における男性等の参画を促進するための意識啓発を図ります。また、男女と

もに仕事と家庭の責任を分かち合える社会を目指して、家事・育児、地域活動への男性の参画を促進します。

- 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- 市政に声を届けるのが難しい女性の意見・要望等を反映していくため、市政における男女共同参画を推進します。

④ 安心・安全なくらしの実現

- 誰もが安心・安全な暮らしを送れるように、ＤＶ防止及び様々なハラスメント防止に向けた周知・啓発を図ります。
- ＤＶ被害者等の安全確保及び自立に向けた支援の充実を図ります。
- ＤＶ防止等を図るため、関係機関等との連携・協働に努めます。

⑤ 多様な生き方を可能にする教育、学習機会の充実

- 個性や能力を活かす生き方を支援するため、教育や学習の機会の充実及び情報提供に努めます。

⑥ 職業生活における活躍支援

- 働きたい女性が「仕事か家庭か」といった二者択一を迫られることなく働き続け、個性と能力を十分に発揮することができるよう、育児・介護の基盤整備や、女性が働きやすい就業環境の整備を図ります。

（３）高齢者

高齢者人口は、年々増加を続け、本市においても既に市民の約４人に１人が65歳以上の超高齢社会に突入し、令和５（2023）年には、後期高齢者（75歳以上）の人口が前期高齢者（65～74歳）の人口を上回りました。高齢化の加速が進む中、令和７（2025）年に団塊の世代が後期高齢者である75歳を迎え、令和22（2040）年には、その団塊の世代のこども世代にあたる団塊ジュニア世代が65歳を迎えます。令和27（2045）年には、高齢者人口のピークを迎え、市民３人に１人は高齢者となり、支援が必要な高齢者も急増すると見込まれています。

社会構造の変化や家族形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化などにより、高齢者を支える担い手が減少している中、虐待、介護放棄、特殊詐欺による財産や金銭の搾取といった人権侵害が社会問題となっています。

国は、平成18（2006）年４月に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）を施行し、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策を国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することといたしました。

また、令和６（2024）年１月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）を施行し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進していくことを定めました。

市民意識調査では、高齢者の人権を守るために必要だと思うものについて、「自立して生活できるよう在宅サービスなどの社会福祉施策を充実する」の割合が42.9%と最も高く、「高齢者のための相談・支援体制を充実する」が34.7%と続いています。

本市では、令和６（2024）年４月に「厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）」を策定し、「高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり」を基本理念に掲げ、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などが一体的に提供できる体制の整備を進めるとともに、高齢者が健康で充実した生活を送ることができる取組を推進しています。

今後、さらに高齢化が加速していく中、制度・分野の枠や、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら住み慣れた地域で安心して暮らしていくことが求められています。

高齢者が生き生きと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会や福祉サービスを充実させながら、高齢者に対して敬意を払うとともに、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取組が必要です。

【高齢者の人権を守るために必要だと思うもの】

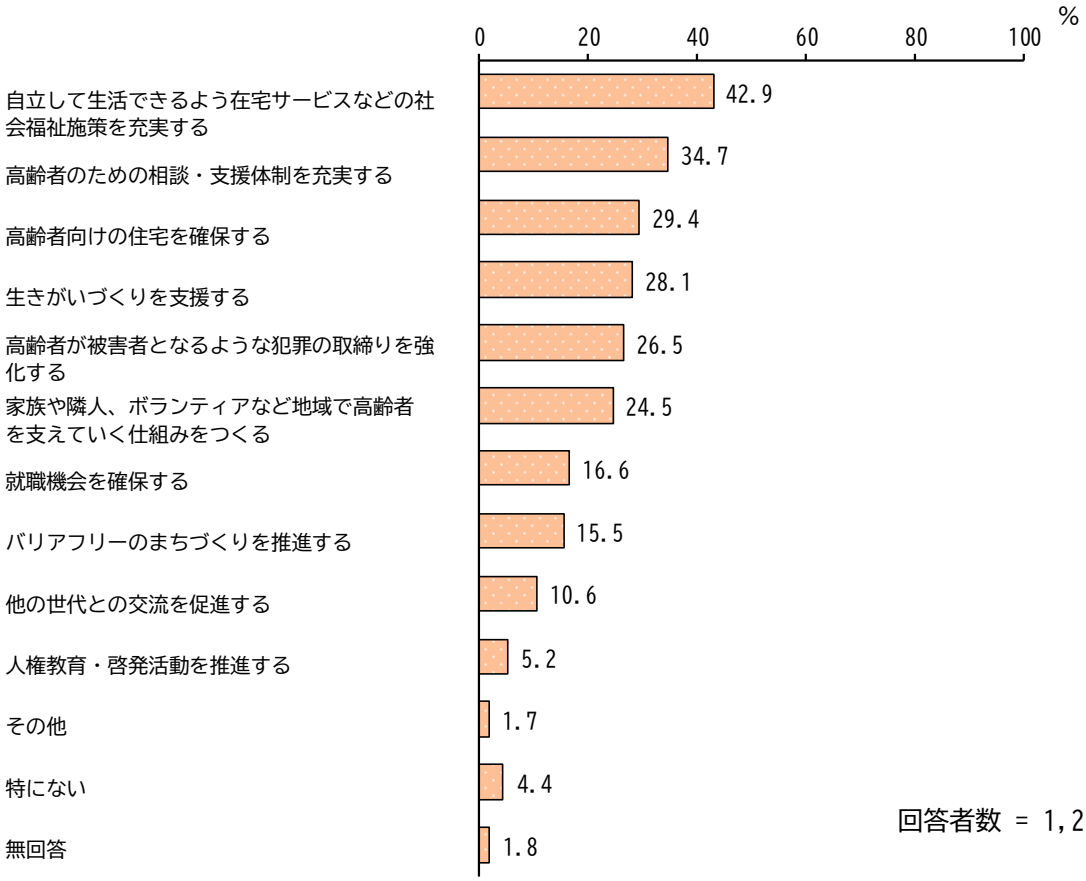

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- 認知症に対する誤解や偏見をなくし、正しい理解を図るための教育・啓発の推進を図ります。
- 高齢者が地域で安心して安全に暮らせるように、高齢者の人権侵害の防止や権利擁護に向けた見守り・支援等の体制整備の推進を図ります。

② 相談・支援体制の充実

- 高齢者の健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、生活の質の向上に向け、高齢者及び家族が抱える悩みから虐待等の人権侵害に関する相談まで総合的に対応するための相談・支援体制の充実を図ります。

③ 高齢者虐待の防止

- 高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを通じ、虐待防止に関する啓発を図ります。
- 虐待の防止や早期発見・早期対応に向けた見守り等の取組の推進を図ります。

④ 権利擁護制度の利用促進

- 権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度の推進や虐待防止を通じて、自力で権利を行使することが難しい高齢者の権利擁護を図ります。

⑤ 「生きがい」の場の確保

- 高齢者の生きがいと社会参加の促進を図る各種事業や場の確保の充実を図ります。

⑥ 福祉・介護サービスの充実

- 支援が必要な高齢者の安心・安全な生活を支えるため、見守りや緊急通報、移動支援等の多様な高齢者福祉サービス、在宅や通所、施設での介護保険サービスの充実を図ります。

⑦ 就労支援の充実

- 働きたい高齢者がいつまでも働けるように高齢者の就労の支援を図ります。

⑧ 市政への参加機会の確保

- 市政に声を届けるのが難しい高齢者の意見・要望等を反映していくため、高齢者が市政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。

⑨ 孤独・孤立支援

- 関係機関と連携した相談活動や、就労支援、地域づくりなどを通じて、社会から孤立させない、排除しない、全ての人を受け入れる、ともに生きる社会の実現に向けた取組を推進します。

（４）障がいのある人

平成18（2006）年12月に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。

日本は、平成26（2014）年１月にこの条約を批准しましたが、批准に向けて、平成23（2011）年に「障害者基本法」の改正、平成24（2012）年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の施行、平成25（2013）年４月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の施行等、法制度の整備が行われました。

しかしながら、平成28（2016）年７月に、県内の障害者支援施設において、障がい者に対する偏見や差別を背景とした殺傷事件が発生し、社会に大きな衝撃を与え、それ以降も、障がい者施設における不適切支援の案件が散見されていることから、依然として、障がい者への偏見や差別が根強く存在しています。

このことは、市民意識調査の結果にも現れており、障がいのある人の人権で特に問題があると思うものについて、「差別的な発言や行為をすること」の割合が45.3%と、前回調査よりも3.8ポイント、前々回調査よりも11.4ポイント関心が高まっています。

国は、平成28（2016）年４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を施行し、行政機関等や民間事業者による障がい者への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供等を明記しました。その後、令和３（2021）年５月に一部法改正され、令和６（2024）年４月から民間事業者による障がい者への合理的配慮を義務化するなど、引き続き、偏見や差別の解消に向けた法制度の整備を進めています。

本市が令和６（2024）年４月に策定した「厚木市障がい者福祉計画（第７期）」では、施策の方向の一つとして権利擁護の推進を掲げており、主な取組として、「権利擁護に関する相談窓口の充実」、「障がい者虐待の防止」、「成年後見制度の普及啓発」、「行政サービスにおける不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進」、「民間企業等への合理的配慮の提供の義務化についての普及啓発活動」を定めています。

今後も、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進し、真の共生社会を実現するためには、障がいのある人への偏見や差別が生じることのないよう、正しい理解と認識を深めていく必要があります。

障がいの特性により、物事を判断することが難しい場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被る場合があります。障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、虐待防止などの人権の尊重や親亡き後を見据えた成年後見制度の活用など、障がい者の権利擁護を推進することが必要です。

【障がいのある人の人権で、あなたが人権上特に問題があると思うこと（経年比較）】

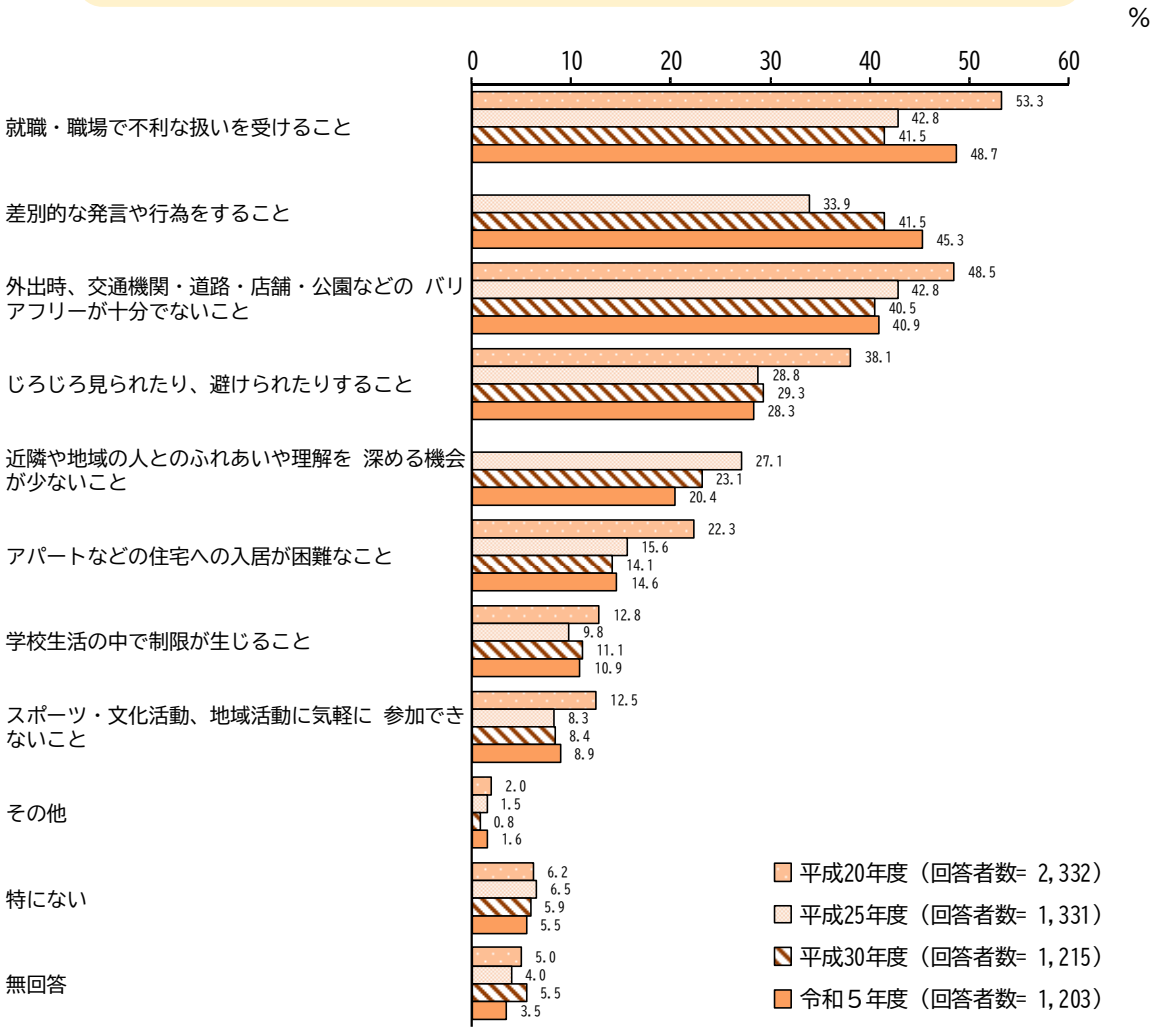

※「差別的な発言や行為をすること」、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」は、 平成25年度から追加された選択肢

※「外出時、交通機関・道路・店舗・公園などのバリアフリーが十分でないこと」は、平成20年度では 「外出時に交通機関・道路・店舗・公園などの利用が不便なこと」としていた

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- 障がいや障がい者への理解を深めるため、ノーマライゼーション※20理念の啓発活動を行うとともに、障がいのある人とない人との交流の促進を図ります。
- 障がいのある人もない人も地域社会の一員として共生し、参加できる地域社会の推進を図ります。
- 障がいのあるなしに関わらず、全てのこどもが同じ場所で共に学び共に育つことを目指すインクルーシブ教育の推進に努めます。

[20]ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も互いに支え合い、誰もが社会の一員であるという捉え方や環境整備のこと。

② 相談・支援体制の充実

・ 障がいを理由とした人権侵害等の相談にきめ細かに対応するため、身近な相談体制の充実を図ります。

③ 障がいを理由とする差別の解消

・ 日常生活や社会生活、また、雇用における障がいを理由とした差別の解消及び合理的配慮の提供について啓発を図ります。

・ 障がい者が安心して行動できるように公共施設等でのバリアフリーの継続的な推進を図ります。

④ 障がい者虐待の防止

・ 高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを通じ、虐待防止に関する啓発を図ります。

⑤ 権利擁護制度の利用促進

・ 権利擁護支援センターを設置し、成年後見制度の推進や虐待防止を通じて、自力で権利を行使することが難しい障がい者の権利擁護を図ります。

⑥ 福祉サービスの充実

・ 障がい者が地域で暮らしていける環境整備を図るとともに、安心・安全な生活を支えるため、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

⑦ 就労支援の充実

・ 働きたい障がい者が心身の状態に合わせて働けるように就労の支援を図ります。

⑧ 市政への参加機会の確保

・ 市政に声を届けるのが難しい障がい者の意見・要望等を反映していくため、障がい者が市政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。

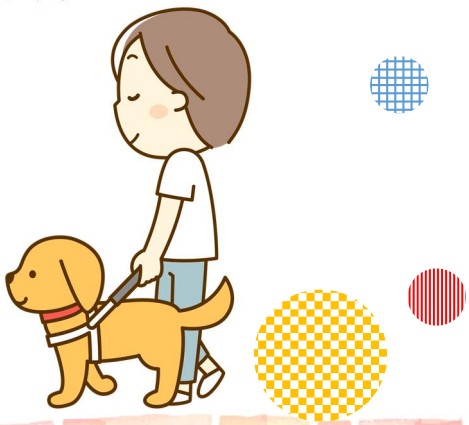

（５）部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別です。明治時代に入り制度上の差別はなくなりましたが、生まれた場所（被差別部落）や、その地域の出身であることなどを理由として、一部の人々が、長い間、不当に差別されてきた人権問題です。

この問題解決に向け、国は、昭和40年（1965）年８月の同和対策審議会の答申を踏まえ、昭和44（1969）年７月に「同和対策事業特別措置法」を施行し、その後も一連の特別措置法に基づき、生活環境の改善や啓発活動など諸施策を実施してきました。

しかしながら、結婚に際しての身元調査として、戸籍等が不正取得されることや、ＳＮＳ等を通じたインターネット上での差別書き込みや、被差別部落（同和地区）の所在地の情報、氏名等の掲載や動画の公開が繰り返し行われており、依然として、偏見や差別が解消されていないことがうかがえます。

このことは、市民意識調査の結果にも現れており、あなたのこどもが結婚しようとする相手が、同和地区出身の人であると分かった場合の対応について、「親としては反対するが、こどもの意志が固ければ仕方がない」の割合が14.9%、「家族や親戚などの反対があれば、結婚を認めない」が1.6%、「家族や親戚などの意見にかかわらず、絶対に結婚を認めない」が0.7%と、差別意識が存在していると考えられる割合が合計で17.2%となっています。

平成28（2016）年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）には、現在もなお部落差別が存在するとして、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務等が定められています。

本市においても、同法に基づき、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、引き続き、人権教育・啓発の推進とともに、相談・支援体制を充実させていくことが必要です。

【あなたのこどもが結婚しようとする相手が、同和地区出身の人であると分かった場合】

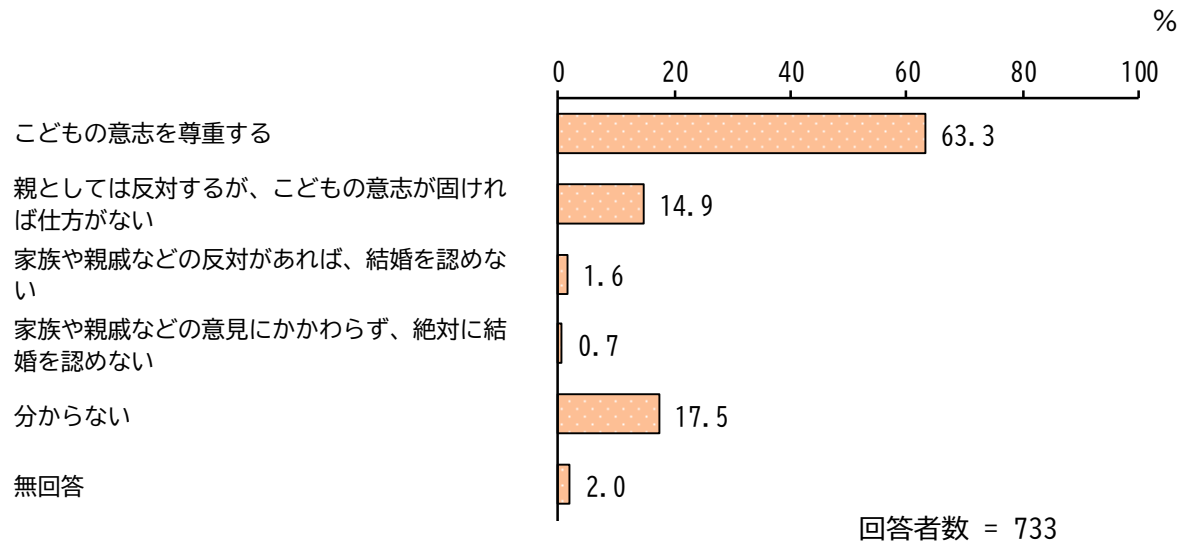

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

・ 同和問題に関する理解を深め、人権教育及び人権啓発を継続的に推進します。

② 人権相談体制の充実

・ 差別や嫌がらせ等に対し、人権侵害を受けた人の救済及び問題解決に向けて、人権擁護委員による人権相談、各種相談事業及び関係団体等と連携し、相談体制の充実を図ります。

③ 人権問題意識調査の実施

・ 市内の人権問題、市民の人権意識等を把握するため、市民意識調査を継続的に実施し、人権問題の解決・再発防止に向けて、取組等を推進します。

④ えせ同和行為の排除

・ えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識と対処についての啓発活動を実施します。

（６）外国につながりのある人[※21]

厚木市に住民登録している外国人の人数は、令和６（2024）年４月１日時点で9,527人と、人口に占める割合は4.26%となっております。10年前の平成26（2014）年４月１日時点では5,376人、人口に占める割合は2.39%であったことから、市内で生活をする外国人が大きく増えている状況です。

市内で生活する外国人は、文化や生活習慣の違いや、日本語能力の不足からコミュニケーションを十分とることができないなどの課題があり、行政サービス等の多言語化や、やさしい日本語の活用等によるきめ細かな情報提供、日本語能力を身につけるための支援体制の整備が必要です。

また、日本国籍であっても父母のいずれかが外国籍であるなど、外国につながる人々は、家庭内の言葉や生活習慣の面で日本の暮らしになじみが薄いなど、生活上の困難さを抱えている場合もあるほか、名前や外見などを理由にからかわれたり、じろじろ見られたりするなどの差別や誹謗中傷にさらされます。このため、外国人と同様のきめ細かな取組や、差別の解消・防止に向けた取組が必要です。

近年では、特定の民族や国籍の人々への排斥を扇動する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を助長させる行為であり、決して許されることではありません。国は、平成28（2016）年６月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を施行し、外国につながりのあることを理由とした不当な差別的言動の解消に向けて取組を推進していくことを定めましたが、ヘイトスピーチやインターネット上での悪質な書き込みが繰り返し行われており、差別を許さない人権教育・啓発の推進とともに、相談・支援体制を充実させていくことが必要です。

市民意識調査では、外国人の人権を守るために必要だと思うものについて、「外国人のための相談・支援体制を充実する」の割合が47.8%と最も高くなっており、「外国語による情報提供を充実する」が32.6%、「日本人との交流を促進する」が27.4%と続いています。

本市では、生活に必要な日本語の習得を目指す日本語教室の開催や、異文化交流会の開催など、コミュニケーション及びネットワークの形成を推進していくとともに、外国人相談や災害時における通訳ボランティア登録制度の実施など、相談・支援体制を強化しています。

今後も、民族・国籍が異なる人々が互いの違いを認め合い、共に社会を支え合いながら暮らしていける取組を推進していくことが必要です。

また、外国につながりのある住民が安心して地域で暮らせるよう、情報提供や相談支援の充実、多文化共生社会の推進や、ダイバーシティ[※22]の推進等、多様性を地域の活力にいかしていくことが必要です。

---

[21]外国につながりのある人：外国籍の市民及び国籍・民族・文化など様々な背景（例えば日本国籍であっても母語が日本語ではない等）を持った市民のこと。

[22]ダイバーシティ：多様性。国籍や人種、性別や年齢、宗教、思想・価値観、障がいの有無等の側面で差別なく処遇すること、むしろ積極的に採用すること。

【地域で生活する外国人の人権を守るために必要だと思うもの】

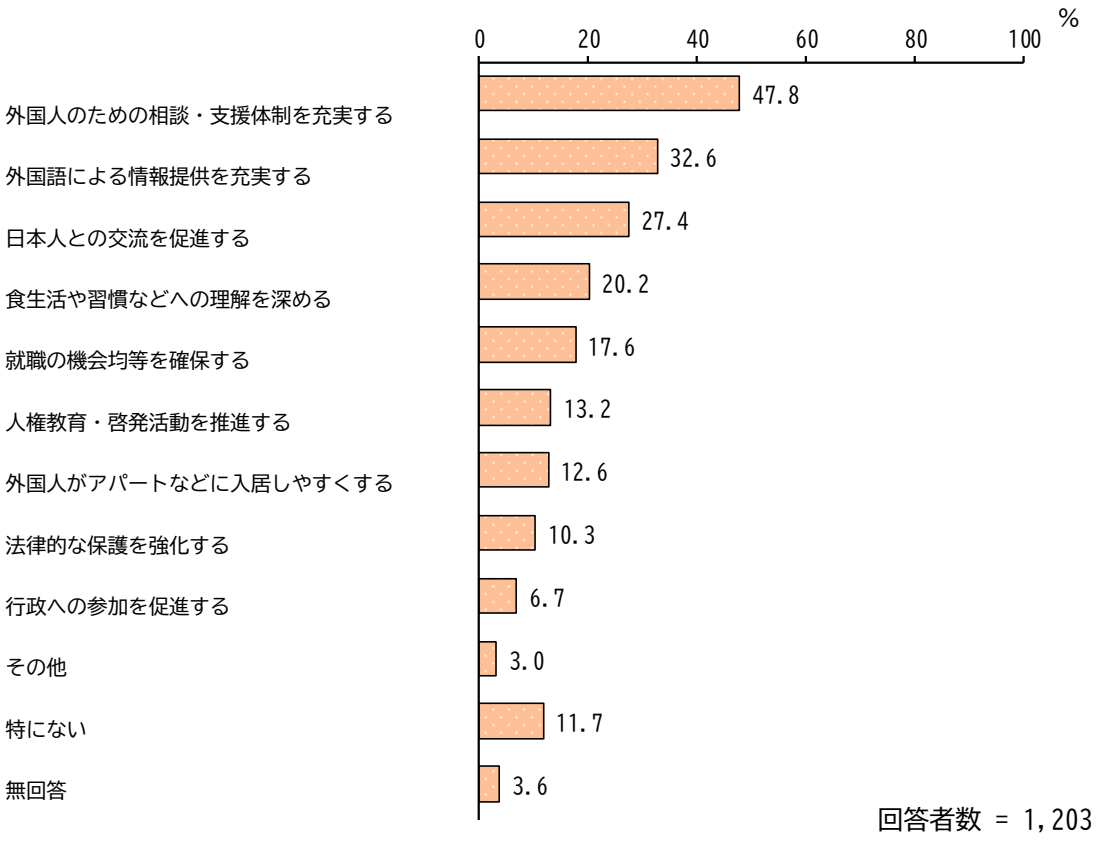

回答者数 = 1,203

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- 外国につながりのある人への偏見や差別の解消と相互尊重の促進に向けて、国民性や文化等の相互理解を図ります。
- 誰もがダイバーシティの視点を持てるように啓発を図ります。

② 相談・支援体制の充実

- 外国につながりのある人の人権侵害や生活における多様な悩みに対応する相談・支援体制の整備の充実に努めます。
- 言語による障壁をなくすため、多言語による情報提供及び相談体制の整備を図ります。

③　相互理解の促進

- 外国につながりのある人の日本語の習得や日本的慣習の理解に向けた支援体制の整備に努めます。
- 差別的な言動等のヘイトスピーチ防止に関する周知・啓発の推進を図ります。
- 学校や地域における多様な交流等を通じて、ダイバーシティの理解や相互コミュニケーションの促進を図ります。
- 学校教育や地域活動等を通じて、様々な国や地域の文化等に関する理解向上を図ります。

④　外国につながりのある人への生活支援

- 地域で円滑に暮らしていくために必要となるルールやマナー（ゴミ出しの方法等）についての多言語ガイドブックの作成を行います。
- 地域社会及び市政への参画等を促進します。
- 速やかに学校生活に適応するための支援体制の整備に努めます。

⑤ 母語・母文化への配慮

- 母語・母文化の違いに配慮した行政サービスを提供します。

⑥ 就労支援の充実

- 就労を希望する外国につながりのある人の支援を図ります。

⑦ 市政への参加機会の確保

- 市政に声を届けるのが難しい外国につながりのある人の意見・要望等を反映していくため、外国につながりのある人が市政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。

⑧ ヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動の推進

- 外国につながりのある人等への偏見や差別に基づく不当な言動を許さない社会環境づくりを推進するため、国・県等と連携して、正しい理解や認識を深めるための啓発活動や、ヘイトスピーチの解消に資する啓発活動を推進します。

（7）インターネットによる人権侵害

インターネットの利用は、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などを通じて気軽に情報を収集・発信できる反面、その匿名性から、他人の誹謗中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載や差別的な書き込みなどの人権侵害が社会問題となっており、犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

また、障がい者、部落差別、外国につながりのある人、性的マイノリティ等に関する差別的な書き込み等も深刻化していることや、性的な画像等をその撮影対象者の同意なくインターネットの掲示板等に掲載する、いわゆるリベンジポルノ※23と呼ばれる行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害も発生しています。

国は、平成13（2001）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法※24）が成立後、令和３（2021）年４月に改正、令和４（2022）年10月に施行しました。この改正で、情報開示に関する裁判手続きの創設や、開示情報範囲が見直されました。

平成26（2014）年11月には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法※25）の施行により、リベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するための対策が進められています。

市民意識調査では、インターネット上で人権侵害していると思うものについて、「他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などの掲載」の割合が82.5%と最も高く、前回調査よりも12.4ポイント増加していることや、次に高い「個人のプライバシーに関する情報の無断掲載」についても61.3%と、前回調査よりも5.7ポイント高くなっていることから、誹謗中傷や差別的表現などの掲載、個人のプライバシーに関する情報の無断掲載が深刻な社会問題となっています。

インターネットやＳＮＳ※26の情報は、発信者の意図に関わらず、急速に拡散してしまうおそれがあるほか、サイト管理者を特定できず削除依頼ができない場合があるなど、一度公開された情報を完全に消去することは非常に困難です。

このような状況に対処するには、インターネット等を利用する一人一人の人権意識を高めていくことが重要であり、適切な利用等に関する教育や啓発に取り組んでいくことが必要です。

また、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用等に関する教育や啓発、誹謗中傷に苦しんでいる方への支援等を実施することで、誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会を目指すことが必要です。

[23]リベンジポルノ：個人の性的な画像を、撮影対象者の承諾を得ずに、インターネットを介して、不特定多数の第三者に提供する行為。
[24]特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）：インターネットサービスにおいて法や権利に抵触する悪質な書き込みがあった場合に、そのサービスのプロバイダがその悪質な書き込みを削除できる権利や、管理責任を問われる範囲などを規定している法律。
[25]私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）：プライベートで撮影された性的画像の被写体を第三者が特定できる方法で、不特定多数の人に提供することを防止する法律。違反した場合の罰則を規定している。
[26]ＳＮＳ：LINE、Facebook、X、Instagram等に代表される、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

【インターネット上で、人権侵害していると思うもの（経年比較）】

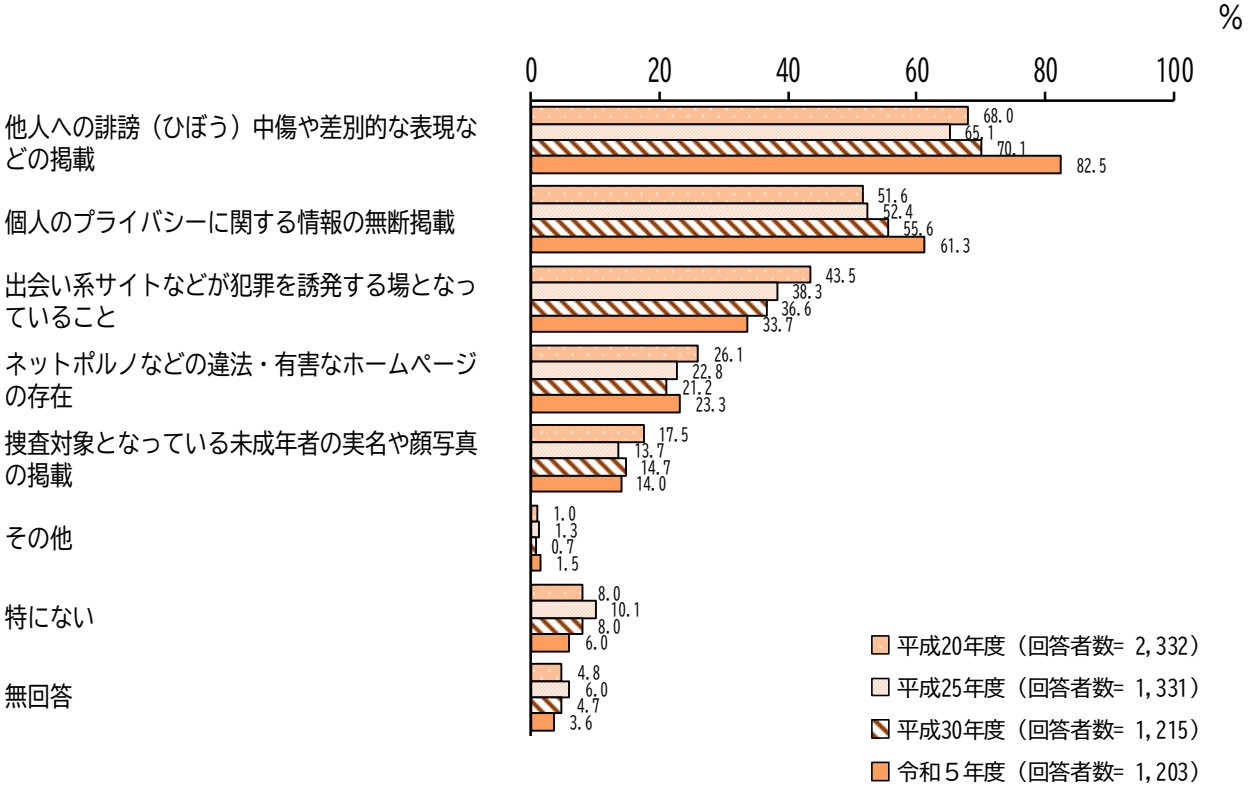

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- 差別的な書き込みや誹謗中傷、いじめ等の防止、個人情報漏えいやプライバシー侵害等の防止に向け、人権教育・啓発の中にインターネットの人権問題を位置付けて、インターネット利用におけるモラルの醸成を図ります。
- 各学校において、情報の取扱いに関するモラルを指導するとともに、保護者に対して意識啓発を図り、児童・生徒が正しく安全なインターネット活用ができるようにすることでインターネットによる人権侵害の防止に努めます。

② 相談・支援体制の充実

- 差別的な書き込み等により、人権侵害を受けた人の救済や早期対応に向けて、関係機関との連携のもとに相談体制の充実及び窓口の周知を図ります。
- 日常における児童・生徒の見守りや信頼関係の構築を通して、インターネット上で起こるいじめについて報告しやすい体制を整えるよう努めます。

③ 行政における個人情報保護の推進

・ 市が保有する個人情報の保護に万全を期すため、厚木市個人情報保護条例にのっとって個人情報保護対策を行うとともに、職員研修等により、個人情報流出・漏えいリスク等への対応を図ります。

④ 情報教育の推進

・ 学校や地域において情報教育を推進し、情報活用能力の育成を図るとともに、インターネット利用におけるモラル醸成やリスク対策の促進を図ります。

（８）性的マイノリティ（性的少数者）

性的マイノリティ（性的少数者）とは、性的指向や性自認などの様々な性のあり方において少数派の立場にある人のことを言います。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言い、性自認とは、自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念を言います。

性のあり方が多様であることは、少しずつ認知が進んできてはいるものの、いまだ十分とは言えません。性別は男性と女性だけ、恋愛を異性だけとする固定観念が社会に残る中、性のあり方の理解不足から生まれる偏見や差別をおそれ、周囲に伝えられずに悩みや生きづらさを抱えている人が多くいます。

国は、平成16（2004）年７月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）を施行し、家庭裁判所で性別の取扱いの変更の審判を受けられるようになりました。

また、令和５（2023）年６月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（ＬＧＢＴ理解増進法）を施行し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を進めるなど、取組を進めています。

市民意識調査では、性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権で特に問題があると思うものについて、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の割合が54.4%、「差別的な言動をされること」が50.9%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が46.1%と突出して多く、依然として性的マイノリティは、少数派であるがために、社会生活に支障をきたしています。

近年では、性的指向や性自認などを本人の同意なく第三者に伝える「アウティング」が問題となっています。いつ、だれに、どのように伝えるか、伝えないかは当事者が決めることであり、アウティングが人権侵害であることを理解する必要があります。

本市では、性的マイノリティなどの方を対象とした「パートナーシップ宣誓制度[※27]」を令和４（2022）年４月１日から導入しました。

性のあり方は人それぞれ多様であること、その違いを認め合うことにより、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる多様性社会の実現を引き続き、推進することが必要です。

[27]パートナーシップ宣誓制度：性的少数者に限らず、さまざまな事情で婚姻の届出をせず、あるいはできない事実婚の方が、お互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するもの。

【性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権で、あなたが人権上特に問題があると思うこと】

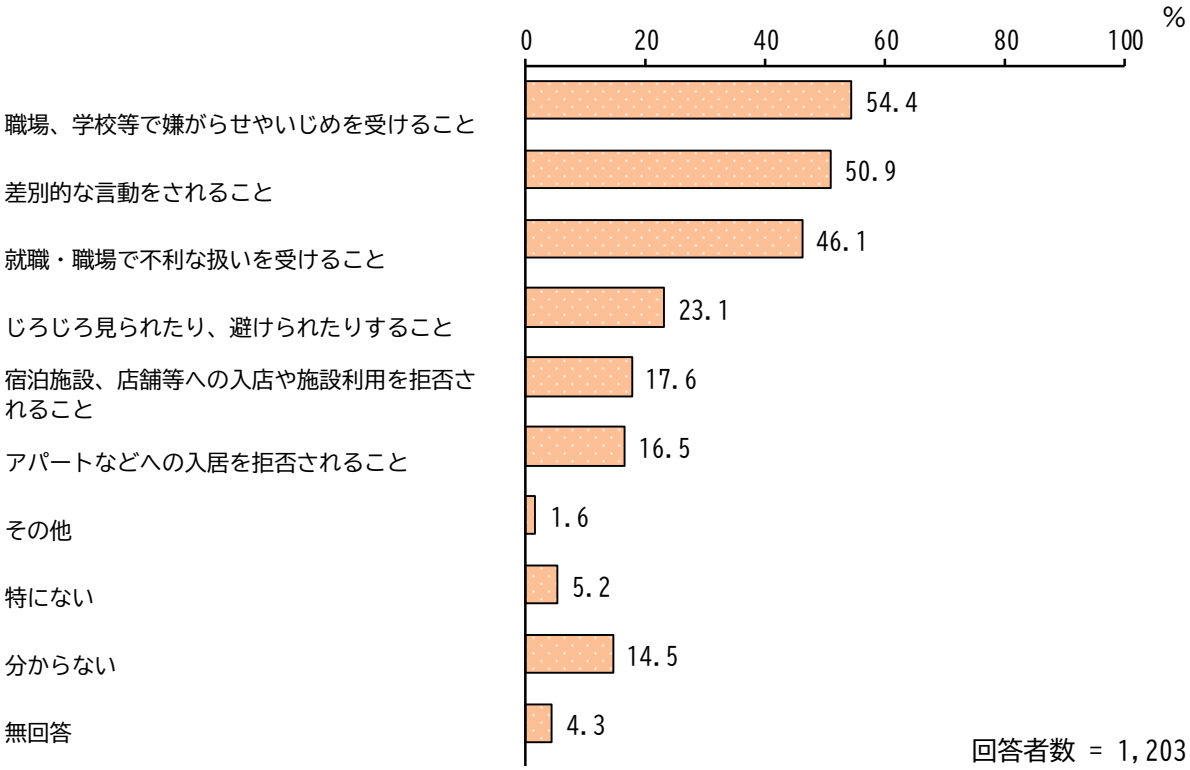

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- 性的マイノリティの正しい知識を得るため研修会等を開催します。
- 性的マイノリティの人権を配慮するとともに、相互理解ができる環境づくりを図ります。
- 各学校において、性的指向、性自認についての児童・生徒の正しい理解を促します。

② 相談・支援体制の充実

- 誰にも言えずに悩んでいる人が多い現状を踏まえ、気軽に相談できる環境づくり及び体制整備に努めます。
- 性的マイノリティが生活していく中で、偏見や差別なく暮らしていけるような社会環境づくりに努めます。

③ 行政の性別等に関する配慮

- 性的マイノリティの意見・要望等を行政に反映できるように多様性を認め合える環境整備に努めます。

④ 人権関係団体・ＮＰＯ法人等との連携・協働

・ 性的マイノリティに関する理解向上に向けて、ノウハウ・実績を持つ団体・ＮＰＯ等との連携・協働の推進を図ります。

（９）犯罪被害者等※28

犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるという、目に見える被害（一次被害）に加え、理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛や身体の不調等（二次被害）の再被害にも苦しめられます。

国は、平成17（2005）年４月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、「犯罪被害者等基本法」を施行し、同年12月には「犯罪被害者等基本計画」を策定して犯罪被害者等の置かれている状況や配慮の重要性等について理解の促進を図りました。その後も、令和３（2021）年３月には、「第４次犯罪被害者等基本計画」を策定し、「損害回復・経済的支援等への取組」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」、「刑事手続への関与拡大への取組」、「支援等のための体制整備への取組」、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」を５つの重点課題として掲げ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、神奈川県は、平成21（2009）年４月に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めるとともに、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」や、「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」（かならいん）の設置により、きめ細かな支援を実施しています。

警察庁が令和５（2023）年度に実施した犯罪被害類型別調査では、犯罪被害者等は、一般対象者と比較して、転居、休学・休職、中退・転校、辞職・転職、家族間不和、長期入院、別居・離婚等との回答比率が高く、生活や対人関係への影響がうかがえる結果がでており、過去30日間に身体上の問題を感じたとの回答、精神的な問題や悩みを感じたとの回答、重症精神障害相当の状態に達している比率、孤独感を感じている比率が高い上、直近、１年間で仕事や日常生活を行えなかったと感じた日数も多く、一般対象者よりも高い割合で精神的・身体的等の問題を抱えていることが明らかになっています。

市民意識調査では、関心のある人権について、「犯罪被害者やその家族」の割合が35.1％と、前回調査よりも7.3ポイント、前々回調査よりも13.5ポイント高まっています。

本市としても、社会的関心の高まりや、犯罪被害者等が直面している精神的・身体的等被害の重大性を考慮し、条例を制定することで、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、地域全体で共通認識を持ちながら、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを推進します。また、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援を行い、再び安心して暮らすことができるよう、相談、情報提供等の体制整備や、日常生活等の支援を実施していきます。

[28]犯罪被害者等：犯罪等により、被害を被った人及びその家族又は遺族のこと。

【関心のある人権（経年比較）】

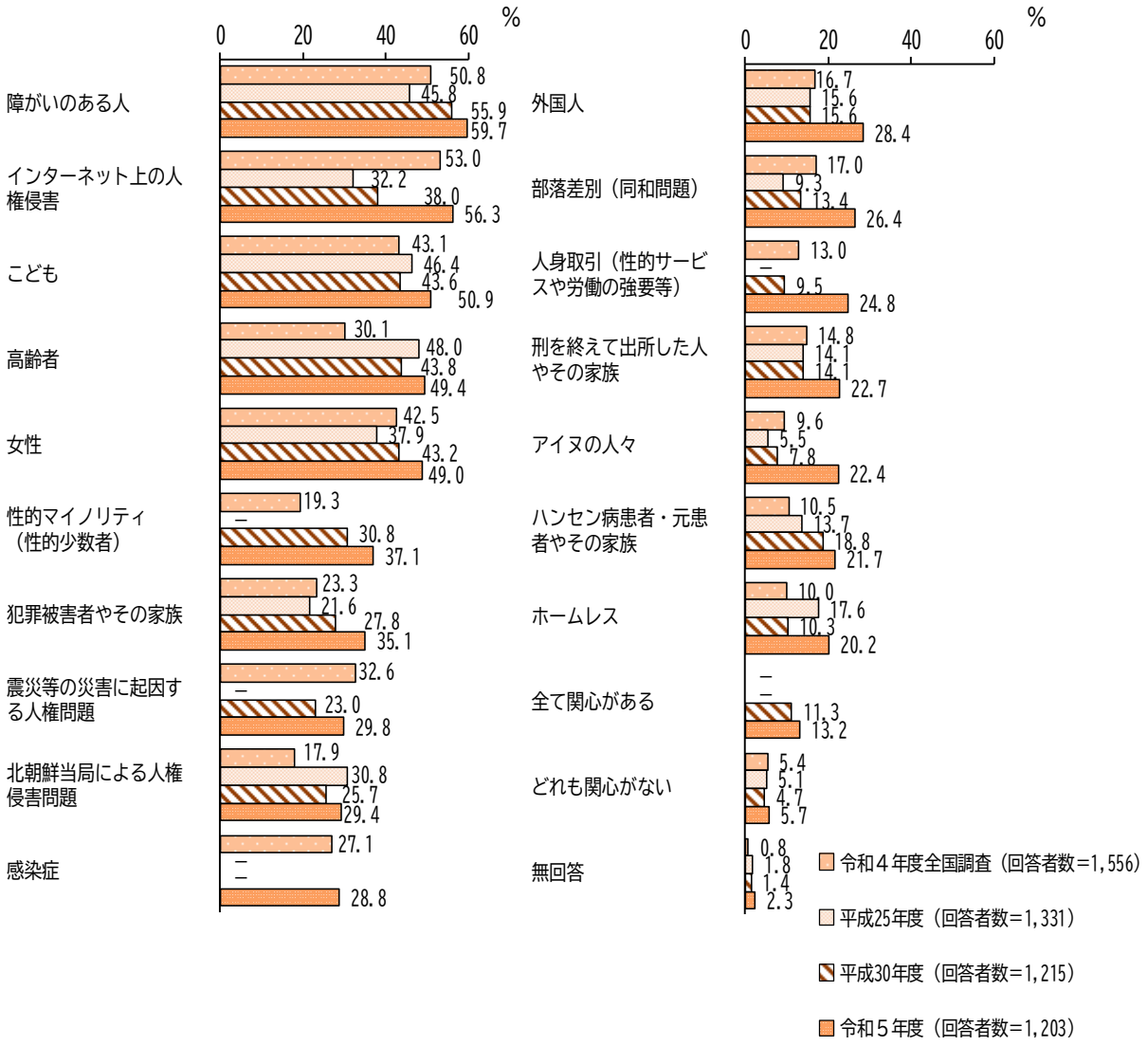

※「障がいのある人」は、令和４年度全国調査では「障害者」としていた
※「インターネット上の人権侵害」は、令和４年度全国調査では「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」としていた
※「性的マイノリティ（性的少数者）」は、平成30年度から追加された選択肢で、平成30年度では「性自認（14.7%）」と「性的指向（16.1%）」に分かれていたため、合算した値を表記している。また、令和４年度全国調査では「LGBTQなどの性的マイノリティ」としていた
※「犯罪被害者やその家族」は、平成30年度以前では「犯罪被害者等」としていた
※「震災等の災害に起因する人権問題」は、平成30年度から追加された選択肢で、平成30年度以前では「東日本大震災に起因する人権問題」としていた。また、令和４年度全国調査では「風評に基づく偏見や差別など災害に伴う人権侵害」としていた
※「北朝鮮当局による人権侵害問題」は、平成30年度以前では「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」、令和４年度全国調査では「北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族」としていた
※「感染症」は、令和５年度から追加された選択肢で、令和４年度全国調査では「HIVや肝炎などの感染者・医療従事者やその家族」としていた
※「人身取引（性的サービスや労働の強要等）」は、平成30年度から追加された選択肢で、平成30年度では「人身取引（トラフィッキング）」としていた。また、令和４年度全国調査では「性的サービスや労働の強要などの人身取引」としていた
※「刑を終えて出所した人やその家族」は、平成30年度以前では「刑を終えて出所した人」としていた
※「ハンセン病患者・元患者やその家族」は、平成30年度以前では「HIV感染者・ハンセン病患者等の病気による人権侵害」としていた
※「全て関心がある」は、平成30年度から追加された選択肢で、令和４年度全国調査では設けられていない
※「どれも関心がない」は、令和４年度全国調査では「特にない」としていた

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

・ 犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について啓発活動を行います。

② 相談・支援体制の充実

・ 犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行います。
・ 犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口の設置を行います。
・ 犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、経済的負担の軽減や、法律・心理相談の実施等、相談・支援制度を整備いたします。

③ 市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援

・ 市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携及び協力して、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行います。

④ 人材の育成

・ 犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行います。

⑤ 人権関係団体・ＮＰＯ法人等への支援

・ 犯罪被害者等の支援において人権関係団体・ＮＰＯ法人等が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行います。

（10）生活困窮者等

失業、病気、家庭問題など様々な要因で、生活が困窮し悩みを抱えている人がいます。

国の国民生活基礎調査によると、令和３（2021）年の日本の相対的貧困率は15.4%となり、ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）加盟国の中でも高い数値となっています。相対的貧困率とは、その国の文化水準、生活水準を比較した場合に大多数よりも困窮した状態の割合で、人口の約6.5人に１人が困窮状態という計算となります。

生活が困窮している人の中には、ネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊まりをするなど、住居がない状態に陥ったり、適切な支援につながらず、健康で文化的な最低限度の生活さえできない状態に追い込まれてしまう人もいます。

さらに、世帯の貧困がこどもの教育に影響し生活困窮の状態が次の世代に渡って連鎖すること、高齢者の貧困、男性より女性のほうが生活困窮に陥りやすい環境にあること、母子家庭の多くが低所得層にあることなども社会問題となっています。加えて、駅周辺・公園・河川敷等に住んでいるホームレスとなることを余儀なくされた方への偏見や差別から、ホームレスに対して嫌がらせや暴力をふるう人権侵害や事件も発生しています。

国は、平成14（2002）年８月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を施行し、同法に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定することでホームレスに関する問題の解決を推進してきました。また、平成26（2014）年１月に、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」[※29]（子どもの貧困対策推進法）を施行、平成27（2015）年４月には「生活困窮者自立支援法」を施行し、就労に関する施策や住宅の確保など生活困窮者を対象とした包括的な支援体制を充実してきました。

しかしながら、令和２（2020）年に新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大した際には、多くの企業が休業や営業の制約を余儀なくされたことにより、労働者の一部が解雇されるなど人々の生活に大きな影響を与えました。特に非正規の雇用形態にある労働者はより大きな影響を受け、年齢や性別を問わず生活困窮者が増加しました。

本市では、生活困窮者に対し、専門の相談員による相談や、自立のための支援を実施しているほか、令和６（2024）年４月に策定した「厚木市地域福祉計画（第６期）」において、生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実を新たに掲げ、早期問題解決につなげる取組を推進しています。また、生理用品の確保が困難な状況にある方等を対象に、公共施設女子トイレ内での生理用品の無償配布を実施しています。

市民意識調査では、関心のある人権について、「ホームレス」の割合が20.2%と、前回調査よりも9.9ポイント、前々回調査よりも2.6ポイント高まっており、生活が困窮することで、住居を失うおそれを身近に感じている人や、ホームレスに対する偏見が増えている可能性があります（40頁【関心のある人権】参照）。

本市としても、引き続き、生活困窮から生じる人権問題の解消に向けて、支援制度や相談窓口の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、偏見や差別が生じないように教育啓発活動を推進していきます。

---

[29]子どもの貧困対策の推進に関する法律：「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称等変更（令和６年９月施行）

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- 生活困窮者等への偏見や差別をなくすため、生活困窮者等についての正しい理解を深めるための教育・啓発の推進を図ります。
- 生活困窮者等や社会的な孤立など貧困問題について関心を高め、支援の輪が広がるよう社会意識の醸成に取り組みます。
- 生活保護制度への理解が深まるよう情報発信に取り組みます。

② 相談・支援体制の充実

- 相談者の困りごとを包括的に受け止め、身近な窓口で相談しやすい環境づくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら、状況に応じた適切な相談支援を実施します。
- 地域住民からの相談を広く受け止め、本人やその家族に寄り添い、抱える課題のときほぐしや整理を行います。
- 制度の狭間にある問題などに対しても包括的な相談支援に取り組み、問題の解決に至るまで伴走型の支援を行います。
- 世代を超えて貧困が連鎖することがないよう、教育と生活の安定、保護者の就労支援など、地域や社会全体で貧困対策について取り組みます。

③ ホームレスへの支援

- ホームレスやホームレスとなるおそれのある方に対し、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じて聞き取りや相談を行うなど、安定した生活を営めるよう、本人の自己選択を基本にその自立を支援していきます。

（11）その他の様々な人権課題

これまで取り上げた 10 の分野別の重点課題のみならず、私たちの周りには様々な人権課題が存在しています。次の人権課題についても、必要に応じて、正しい知識と理解を深めるための啓発等を行っていきます。

① アイヌの人々

・令和元（2019）年５月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行され、アイヌの人々の文化、伝統について正しく認識し、啓発していくことが示されました。アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在していることから、アイヌの人々の文化や歴史を理解し、誇りを尊重することが重要です。

② ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

・ＨＩＶやハンセン病等の感染症の患者・回復者等が偏見や差別で苦しむことがないよう、感染症に対する正しい知識と理解が必要です。がん患者等についても、差別や職場等での不当な扱い等がないように、正しい知識と理解の普及に努めます。

③ 刑を終えて出所した人やその家族等

・刑を終えて出所した人やその家族に対する差別等が発生しています。地域社会においては、保護司等のボランティアにより、更生支援や再犯防止等の更生保護活動が行われていますが、社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

④ 北朝鮮当局に拉致された被害者等

・拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべきとされています。本市ではこの問題が在日韓国・朝鮮人等の人々への差別につながらないよう、啓発に努めるとともに、市民の関心と認識が深まるよう取り組んでいきます。

⑤ 人身取引（トラフィッキング）

・人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取等を目的とした事案が発生しています。国民においても社会的な監視の目を持っていくため、この課題への理解と関心を深めていくことが重要です。

⑥ 震災等の災害等に起因する人権課題

・震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけではなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。同様に、新型コロナウイルスのような感染症の世界的大流行が発生した際に、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別、誹謗中傷もまた深刻な人権問題を引き起こします。正しい情報に基づき冷静に判断し、偏見や差別が生じることのないように努めます。

⑦ その他の人権課題

人権課題は多種多様であり、次の人権課題についても社会経済の変化に伴って表面化した社会問題です。事前に予測して対応することは困難なため、必要に応じて、正しい知識と理解を深めるための啓発等を行っていきます。

・家族関係にまつわる人権課題

近年、ひとり親家庭など家族の形態が多様化している中、一人一人の人権を擁護することが求められています。

かつては、非嫡出子（いわゆる婚外子）は家族制度のもとで、嫡出子（結婚した夫婦のもとで生まれた子）と同等の権利が認められていませんでした。これに対し、嫡出子と非嫡出子の相続分を同等とする民法改正が平成25（2013）年に行われました。

また、配偶者も家族制度のもとで血縁者と同等の権利が認められていませんでした。これに対し、平成30（2018）年には、死亡した人の配偶者に対して配偶者居住権制度や特別寄与料制度を設ける民法改正も行われました。このような配偶者への措置を受けるには要件を満たす必要があり、人権上の課題が残る可能性もあります。

権利を享受するに当たって、旧来の権利者（血縁者）との間で利害関係が生じることから、不当ないやがらせ等を受けることもあり、新たな人権問題が生じる可能性も考えられます。非嫡出子においては、無戸籍児も問題となっています。ＤＶやストーカー等被害をおそれる親がこどもの戸籍登録を避けることもあり、人権問題が複雑に連鎖するケースもあります。問題解決に向けて社会的関心の高揚と議論が必要です。

・学歴、職業等にまつわる人権課題

市民意識調査の結果にも現れているように、学歴や出身校、職業や雇用形態等にまつわる差別的な言動は、多くの人が経験する可能性のある身近な人権問題です。学歴や職業等に関する差別的な要素は、個人、地域、企業等の社会制度の中にもありますので、この課題に対する正しい知識と理解を深めていくことが重要です。

・公益通報※30者、情報開示請求者等の特定の行為を行った人の人権課題

組織の法律違反行為等を通報する公益通報者（内部告発者）は、組織からのいやがらせや報復を受けやすく、時には、公益通報行為や組織のこととは関係のない、私生活に関する情報をもとにしたいやがらせや誹謗中傷を受けることもあり、重大な人権問題に発展するケースもみられます。「公益通報者保護法」が施行されていますが、人権問題はなくなったわけではありません。情報開示請求者に関しても、開示請求先に請求者の情報が伝わる事案が生じています。請求行為とは関係のない人格攻撃が社会的に生じたケースもありますので、不利益な取扱いから保護されるよう、支援していくことが必要です。

・外見に特徴的な目立つ症状のある人の人権課題

先天的（生まれつき）又は後天的（事故や病気）などの理由から、外見に特徴的な目立つ症状があることで偏見や差別を受けることがあってはなりません。誰もが自分らしく生きていくことのできる多様性が尊重された社会を実現することが重要です。

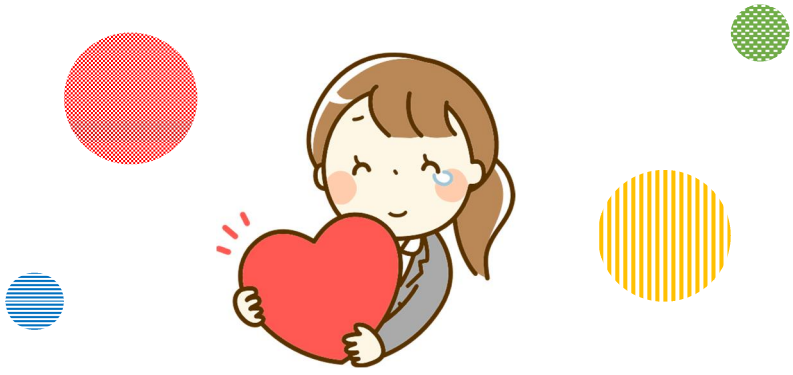

[30]公益通報：内部告発。組織内部の人が、組織の法律違反行為等を所轄庁等に通報すること。

第4章 推進体制

1 行政・市民・事業者・団体等の役割

本指針の基本理念「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現“互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります”」に基づき、行政はもとより、市民、事業者・団体にも次のような役割が期待されています。

（1）行政の役割

・人権尊重社会の実現に向けて、市の事務事業や施設において率先的に人権を尊重した取組を推進します。
・人権尊重社会の実現に向けて、地域で教育・啓発を推進するとともに、市民・事業者等の取組を支援します。
・行政、市民、事業者・団体等の連携・協働により、人権尊重社会の実現を図れるよう、市の方向性を示すとともに、体制整備を図ります。
・具体的な人権問題が生じた場合には、市民、事業者・団体及び関係機関との連携のもと、問題解決に向けて取り組みます。

（2）市民に期待される役割

・人権について正しい知識を学びましょう。
・人権問題を自分も関わる身近な問題として受けとめましょう。
・身近なところで、人権問題に気付いたら、市等の公的な相談窓口に連絡しましょう。
・市の人権施策や事業者・団体等の人権課題に関する取組に協力しましょう。
・人権侵害を受けた場合は、一人で悩まないで、家族、友人等に相談するなど、適切な相談窓口に相談しましょう。

（3）事業者・団体等に期待される役割

・地域社会の一員として人権に関する理解向上を図りましょう。
・職場や地域等身近なところから人権問題への理解を広げましょう。
・身近なところで、人権問題に気付いたら、市等の公的な相談窓口に連絡しましょう。
・市の人権施策や他の事業者・団体等の人権課題に関する取組に協力しましょう。

2 人権施策の推進体制

人権尊重のまちづくりにおいては、地域全体での取組が必要です。行政、市民、事業者等それぞれが本指針の基本理念に基づいて人権への理解を深め、行動や取組を実践していけるように、庁内体制及び、市民・事業者等との連携・協働体制を整備します。

（1）人権施策推進協議会

市民、事業者、福祉・人権等の各団体で組織する「人権施策推進協議会」を設置し、高度化、多様化・複雑化する本市の人権問題について、市民の立場から施策ニーズや施策の方向性等を協議します。また、庁内人権施策推進会議と並行して市民側の立場から、市内の人権問題等や本市の人権施策の全体的な方向性や本指針の内容等について点検・協議を行います。

（2）人権施策推進会議

人権問題が高度化、多様化・複雑化しているため、専門的な対応と、総合的な対応の両方が求められます。そこで、総合的な対応に向けて庁内横断的な連携体制の充実を図ります。

この一環として、庁内横断的連携の中核的役割を担う「人権施策推進会議」を設置し、多様化・複雑化する人権問題に対して総合的な対応を図るとともに、市民意向調査等を踏まえて市内の人権問題等を把握し、本市の人権施策の全体的な方向性や本指針の内容等についても点検・協議を行います。

（3）市民、事業者・団体等との連携・協働体制

人権問題の解決に向けては、日常生活の中で偏見や差別をなくし、互いに尊重しながら人権を意識していくことが重要となります。このため、行政だけではなく、地域全体で人権意識の向上に取り組んでいくことが必要です。そこで、市民一人一人が、人権を日常生活の問題として、自ら考え、学び、行動できるようにしていくため、地域社会、団体、学校、事業者と連携・協働して、人権問題の周知、人権に関する教育・啓発を実施します。実施に当たっては、街頭でのイベント・キャンペーン、学校での授業や活動、地域での集会や学習会、職場での研修等、多様な機会や場面を有効に活用します。

第5章 市民、地域の団体、事業者の皆さんへ

多様な人権施策を行うには、行政機関だけではなく、市民・地域の団体・事業者等全ての方々の理解と協力が必要不可欠です。地域社会全体が人権尊重の意識を持つことにより、本指針の基本理念の実現が可能となります。

1 市民の皆さんへ

今、家庭、学校、企業、施設など社会の中で、様々な人権問題が起こっています。

令和２（2020）年から急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症では、患者や医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じ、私たちの日頃の生活の中で人権問題を改めて考えるきっかけともなりました。人権意識を持つということは、他人の特別な問題ではなく、自分自身の問題として人に寄り添って考えることにほかなりません。

市民一人一人が、日常生活の中で人権感覚を身に付け、人権尊重の視点を大切にし、それぞれの個性を認め合いながら、お互いを思いやり、心豊かに暮らしていけるよう助け合いましょう。

2 地域の団体の皆さんへ

地域社会は、市民が日常の地域活動等を通じて様々な人権問題について理解を深め、実践する場であり、特に、こどもたちにとっては思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な意味合いがあります。人権感覚は、地域社会における日常の交流の中で自然に会得されていくものです。

ライフサイクルにおいて、「こどもの時期」と「高齢期」は地域との結びつきが強く、少子高齢化が進む中、地域社会の果たす役割がより大きくなっています。

活動や交流を通して、地域の結びつきが強まり、疎外感を抱くことなく、誰もが暮らしやすい地域社会となるよう、自治会をはじめ、子ども会、青少年団体、ＰＴＡやボランティア団体、市民サークル、ＮＰＯ等による多様な活動が活発に展開されやすい地域づくりに取り組みましょう。

3 事業者の皆さんへ

近年、女性、外国人等様々な労働者が社会で活躍していますが、非正規雇用も依然多い状況であり、賃金格差、雇用不安、職場での孤立等の課題も生じています。

また、正規・非正規に関わらず、長時間労働による心理的ストレスを感じている人も増加しています。様々な人が働く社会の中で、これまで以上にコミュニケーションを大切にし、人権を尊重した働きやすい職場環境をつくるとともに、誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指しましょう。

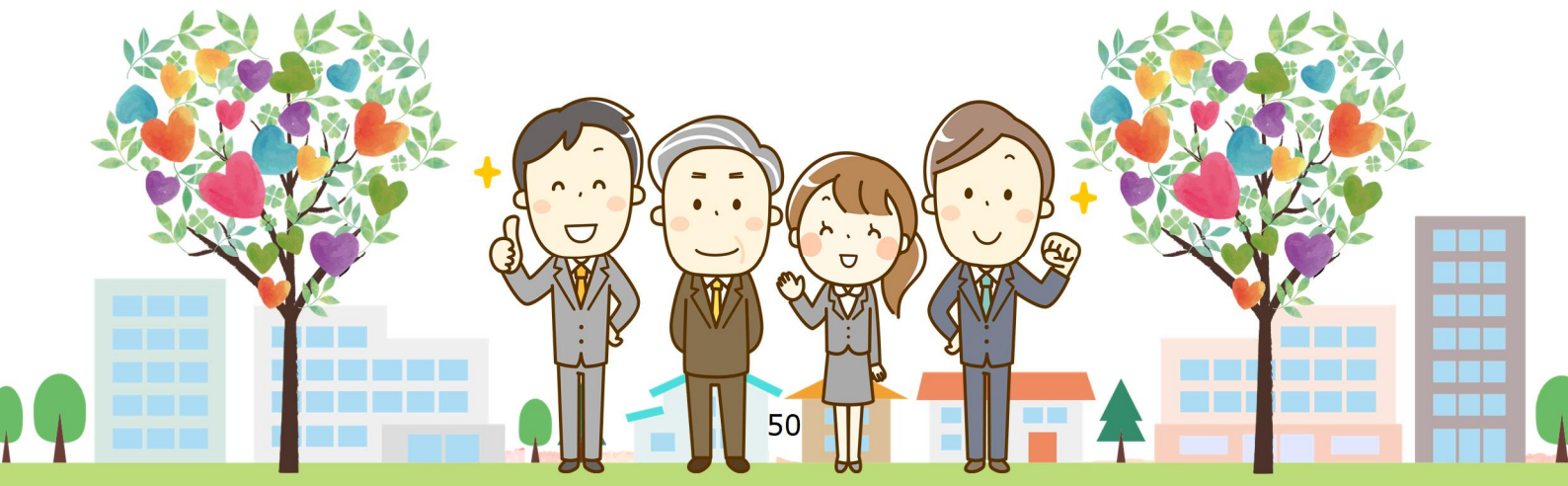

厚木市マスコットキャラクター

あゆコロちゃん

編集・発行
厚木市　市民交流部　市民協働推進課　令和7（2025）年3月発行
〒243−8511　厚木市中町3丁目 17 番 17 号
電話　046-225-2215　FAX　046-221-0275
e-mail　2800@city.atsugi.kanagawa.jp
右のQRコードから多言語（ふりがな付きを含む）でも御覧いただけます。